

行政評価調書

事務事業名	こみっとフェスティバル		評価初年度	平成 28 年度
実施主体	実行委員会		担当部署名	市民生活課
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	担当者名	橋崎真哉 (内線686)
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし
中項目	市民の多様な活動の推進	1	名称	水戸市協働基本計画 (第2次)
小項目	ボランティア・NPO活動の推進	2		4

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	H24 年度	②事業の完了予定の有無 (有/無)	無	年度			
③事業の概要 (概要) NPOやボランティア団体等が、自らの活動内容の発信や相談対応をするとともに、各団体間のネットワークの構築を図るほか、市民活動への参加を促すことを目的に本事業を開催している。 (主催) こみっとフェスティバル実行委員会 (市補助金)							
④事業の目的							
ア【対象】誰を (何を) 対象に 市民及びNPO・ボランティア団体等		対象者 (平成28年4月1日) 約27万人					
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 こみっとフェスティバルの開催を通して、協働のまちづくりに対する意識の醸成を図り、市民が主体的に活動できるまちづくりを推進する。							
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)							
成果指標1							
指標	イベント来場者数	説明	各年度におけるイベントの来場者数				
成果指標2							
指標	来場者への意識調査の結果	説明	来場者を対象にしたアンケートにおいて、他の団体や市民の方と交流が図られたと回答した方の割合				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 実行委員会が主催する市民主体のイベントであり、学生ボランティアの協力により効率的な運営を実現している。 なお、会場設営は、業務委託により対応している。							
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 NPO・ボランティア団体は活動をPRする機会や他の団体と交流する機会が少ない。また、市民に対し、市民活動への参加を促す場として、必要性が高い。							
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 会場を大型商業施設とし、一般市民への啓発の効果が大きい。また、来場者アンケートにおいても、参考になったと回答している方の割合が多いことから、有効である。							
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) 水戸市社会福祉協議会によるボランティアまつり in ミオス							
⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察 (市直営⇒民間・NPO、実行委員会⇒市直営、民間・NPO) こみっとフェスティバルは、NPO・ボランティア団体等が、自らの活動内容の発信等を行う場であり、その企画、運営には各団体の参画が必要である。そのため、これらの団体により構成された実行委員会による開催が最も効率的である。							

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 イベント来場者数（人）			成果指標2 来場者への意識調査の結果（%）		
	目標	実績	達成率（%）	目標	実績	達成率（%）
25年度	1,500	1,780	118.7	80	93	116.3
26年度	2,000	2,415	120.8	80	81	101.3
27年度	2,500	3,203	128.1	80	85	106.3
28年度	3,400			85		
29年度	3,500			85		
①目標値の根拠	前年度来場者数+100名 (H28年～)			課内方針		
②数値で表せない効果	各団体間のネットワークの形成					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（補助事業の場合は、内訳を別紙1で作成すること。）

		①行政コスト（千円）		②単位当たりの行政コスト (①行政コスト／成果指標1) (円)
		財源内訳（千円）	支出内訳（千円）	
H 25 決算	1,200	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
H 26 決算	1,200	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
H 27 決算	1,200	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
H 28 予算	1,200	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	

③コスト削減の取組

開催趣旨にあわせ、大学生ボランティアにも参加いただき、ステージ会場の音響操作や司会進行を担ってもらっている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市民の主体的な活動を促進するため、イベントの継続が必要である。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	NPOやボランティア団体等は、活動をPRする機会や他団体と交流する機会を望んでおり、ニーズが高い。
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	民間、NPO等に類似の事業はない。
合計		評価結果	A
3 点			

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	市民の主体的な活動を促進するため、イベントの継続が有効である。
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	毎年度、目標値よりも実績が上回っている。
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・1-④事業の目的	全市民を対象にしたイベントである。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙2 イベント詳細シート	市民活動団体が主体的に運営に関わっており、手段が適切である。
合計		評価結果	A
4 点			

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	開催趣旨にあわせ、大学生ボランティアにも参加いただき、ステージ会場の音響操作や司会進行を買ってもらっている。
○	③他の主体が実施するよりも効率的である。	・1-⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察	主にボランティアによる運営を行っており、他の主体が実施するよりも効率的である。
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-②単位当たりの行政コスト	来場者1人当たりの行政コストは低くなっている。
合計		評価結果	A
3 点			

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性		
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する）		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）		

（2）2次評価（外部評価）※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

（3）3次評価（総合評価）※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	農業祭		評価初年度	平成 28 年度
実施主体	農業祭実行委員会		担当部署名	産業経済部農政課
第6次総合計画上の施策項目	コード		事業の根拠法令等	
大項目	未来に躍動する活力ある「みと」づくり	2	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし
中項目	活力あふれる産業の振興	2		4
小項目	農林水産業の振興	3	名称	水戸市農業基本計画（第4次）

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S51 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度			
③事業の概要 (概要) 農業の振興と市民生活の向上を図るために、農産物直売や農産物共進会を開催することにより、水戸市の農業を広く紹介するとともに、生産者の意欲向上と水戸市産農畜産物の消費拡大を促す。 (主催) 農業祭実行委員会（市補助金）							
④事業の目的							
ア【対象】誰を（何を）対象に 市民		対象者（平成28年4月1日） 約27万人					
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 農業祭の開催を通して、消費者である市民が本市農業の魅力に理解を深め、地産地消を推進するとともに、商工祭との合同開催することで産業の活性化を図る。							
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）							
成果指標1							
指標	イベント来場者数	説明	各年度におけるイベントの来場者数				
成果指標2							
指標	農産物共進会出品数	説明	各年度における農産物共進会への出品数				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 実行委員会が主催する生産者と消費者の交流のイベントであり、農業者団体（JA水戸）の自主的な運営を実現している。なお、会場設営や電気施設等は、業務委託により対応している。							
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 農業祭は市内最大規模の農産物直売であり、消費者が生産者と顔を合わせる数少ない場である。また、市民ニーズも高く、同規模のイベントは他に類似事業は存在しないことから必要性が大きい。							
⑧有効性 【有効性】どうして有効なの。 農業祭、商工祭を産業祭として合同開催しており、毎年多くの来場者でにぎわっており、農業を含め本市産業全体の活性化を図る目的から有効である。							
⑨類似事業 （民間における類似事業、市が実施している類似事業）							
内原ふれあいまつり							
⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察（市直営⇒民間・NPO、実行委員会⇒市直営、民間・NPO）							
農業祭を主催する実行委員会は、農業者団体であるJA水戸が中心的役割を果たし運営しており、水戸市との協働事業であることから生産者及び消費者への影響力があり、他の運営主体が実施するより効率的である。							

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 イベント来場者数（人）			成果指標2 農産物共進会出品数		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
25年度	54,000	85,000	157.4	1,100	939	85.4
26年度	54,000	82,000	151.9	1,100	1,118	101.6
27年度	54,000	33,000	61.1	1,100	1,051	95.5
28年度	54,000			1,100		
29年度	54,000			1,100		
①目標値の根拠	水戸市人口の20%			課内方針		
②数値で表せない効果	・農業者と消費者の交流促進 ・農業者の生産意欲向上					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（補助事業の場合は、内訳を別紙1で作成すること。）

	①行政コスト（千円）	財源内訳（千円）		支出内訳（千円）		②単位当たりの行政コスト (①行政コスト／成果指標1) (円)
		国県支山金	市債	旅費	報償費	
H 25 決算	1,650	国県支山金		旅費		19.4118
		市債		報償費		
		その他		需用費		
		一般財源	1,650	役務費		
				委託料		
				使用料・賃借料		
H 26 決算	1,650	国県支山金		旅費		20.1220
		市債		報償費		
		その他		需用費		
		一般財源	1,650	役務費		
				委託料		
				使用料・賃借料		
H 27 決算	1,650	国県支山金		旅費		50.0000
		市債		報償費		
		その他		需用費		
		一般財源	1,650	役務費		
				委託料		
				使用料・賃借料		
H 28 予算	1,650	国県支山金		旅費		
		市債		報償費		
		その他		需用費		
		一般財源	1,650	役務費		
				委託料		
				使用料・賃借料		

③コスト削減の取組

J.A水戸直売部会員や学生ボランティアを活用するほか、商工祭との合同開催により来場者駐車場の整備等を事務局で実施する等経費の削減に努めている

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市内の生産者と消費者をつなぐイベントであり、必要である。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	生産者、消費者の双方にメリットがありニーズが高い。
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	民間、NPO等に類似のイベントはない。
合計		評価結果	A
3 点			

事務事業の評価

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	農業の生産の意欲向上や消費者が求める安全・安心な農産物の提供に繋がるものとして有効である。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・1-④事業の目的	全市民を対象にしたイベントである。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙2 イベント詳細シート	農業者団体が自ら事業主体となり運営を行っており手段が適切である。
合計		評価結果	A
3 点			

効率性

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	JA水戸直売部会員や学生ボランティアを活用するほか、商工祭との合同開催により駐車場整備を事務局で実施するなど経費の削減に努めている。
○	③他の主体が実施するよりも効率的である。	・1-⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察	生産者団体が自ら運営を行っており関係機関との調整など効率的である。
	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-②単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2 点			

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ 方向性
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える（実施主体を代える）			
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）			
ウ 効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）			
エ 簡素化する（規模を縮小する）			
オ 統合する（類似事業を統合する）			
3 休止、廃止			

②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）

これまで、天候の影響や駐車場からの距離など開催場所に課題があったことから、来場者数が安定してこなかった。安定した集客が見込めるように、今後の開始場所の検討を行う。

（参考）～平成26年度・・・水戸市総合運動公園

平成27年度・・・千波湖自由広場（雨で地面がぬかるみ出店者からも強く改善が求められている）

平成28年度・・・茨城県三の丸庁舎イベント広場

（2）2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

（3）3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	商工祭		評価初年度	平成 28 年度
実施主体	実行委員会		担当部署名	産業経済部商工課
第6次総合計画上の施策項目	実行委員会		担当者名	小林 (獎) (内線510)
大項目	未来に躍動する活力ある「みと」づくり	コード 2	事業の根拠法令等 種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし
中項目	活力あふれる産業の振興	2	名称	5
小項目	商業の振興	2		

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和51年度	②事業の完了予定の有無(有/無)	無	年度
③事業の概要 (概要) 商工祭・農業祭の合同で実施される水戸市産業祭は、水戸市の商工業および農業を広く市民に紹介し、その振興・発展と、市民生活の向上を目的に開催するものであり、各事業者の地場産品の展示即売や、JAによる新鮮野菜の販売、飲食コーナーや各種展示、ステージイベントなどを実施している。 (主催) 水戸市産業祭実行委員会(商工祭部門・市補助金)				
④事業の目的 ア【対象】誰を(何を)対象に 市内事業者及び市民 対象者(平成28年4月1日) 約27万人				
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 水戸市産業祭(商工祭)の開催を通して、市民の産業への関心を高めるほか、市内事業者へ各事業等のPRの場を提供するなどし、産業振興を図る。				
⑤成果指標(市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)				
成果指標1 指標 イベント来場者数 説明 各年度におけるイベントの来場者数				
成果指標2 指標 前年より売り上げの増加した店舗数 ※出店者アンケート 説明 各年度における売り上げの増加店舗数 ※出店者アンケート				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 水戸商工会議所が事務局となり、実行委員会が主催。 市からの補助金のほか、会員から出展料を徴収し運営費としている。 会場設営等を会議所会員に委託し、費用を抑えるなど、効率的な運営に努めている。				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 水戸市産業祭(商工祭)は開催回数が40を超えて、市内事業者のPRの場として定着し、毎年一定の来場や出展があるほか、水戸市の産業をコンセプトに開催されるイベントはほかに存在しないため必要性が高い。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 毎年、一定の来場や出展があり、協同組合等の出展による、この場でしか受けられないワークショップ等の独自サービスもあるため、産業への関心を高めるイベントとして有効である。				
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) 内原ふれあいまつり				
⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察 (市直営⇒民間・NPO、実行委員会⇒市直営、民間・NPO) 市の産業振興にコンセプトを絞って開催されるイベントであるため、市内事業者と密接な関係にある水戸商工会議所が事務局であるのが効率的である。				

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 イベント来場者数（人）			成果指標2 前年より売り上げの増加した 店舗 ※出店者アンケート		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
25年度	65,000	85,000	130.8	10	11	110.0
26年度	85,000	82,000	96.5	11	17	154.5
27年度	30,000	33,000	110.0	5	1	20.0
28年度	33,000			1		
29年度	-			-		
①目標値の根拠	来場者数前年度以上 ※平成27年度は毎年開催していた会場が使 用できず、千波湖ふれあい広場で実施した ため、周知や駐車場等の問題から目標値を 下げた。平成28年度も同理由により、別会 場にて実施する。	売り上げの増加した店舗前年度以上 ※平成27年度は毎年開催していた会場が使 用できず、千波湖ふれあい広場で実施した ため、周知や駐車場等の問題から目標値を 下げた。平成28年度も同理由により、別会 場にて実施する。				
②数値で表 せない効果	・市内産業の振興					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（補助事業の場合は、内訳を別紙1で作成すること。）

	①行政コスト（千円）			②単位当たり の行政コスト (①行政コス ト／成果指標 1) (円)
		財源内訳（千円）	支出内訳（千円）	
H 25 決算	3,100	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
H 26 決算	3,100	国県支出金	その他	36.4706
		市債	旅費	
		その他	報償費	
		一般財源	需用費	
			役務費	
			委託料	
H 27 決算	3,100	国県支出金	使用料・賃借料	
		市債	その他	37.8049
		その他	旅費	
		一般財源	報償費	
			需用費	
			役務費	
H 28 予算	3,100	国県支出金	委託料	
		市債	使用料・賃借料	
		その他	その他	93.9394
		一般財源	旅費	
			報償費	
			需用費	

③コスト削減の取組

商工会議所青年部の協力や学生ボランティア等を活用するほか、来場者駐車場の整備等を事務局等で実施し、経費削減に努めている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市内事業者の発展とともに、市民生活の向上に寄与することから、イベントの継続が必要である。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	市内事業者が事業PRする場所として積極的に参加している。
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	産業をコンセプトに開催されるイベントはない。
合計		評価結果	A
3 点			

事務事業の評価

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	市内事業者の発展とともに、市民生活の向上に寄与することから、イベントの継続が有効である。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・1-④事業の目的	全市民を対象にしたイベントである。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙2 イベント詳細シート	市内事業者と密接に関わっている水戸商工会議所が事務局を担うことにより、市内事業者の出展等がスムーズに行われている。
合計		評価結果	A
3 点			

効率性

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	会場設営の一部や来場者駐車場の整備などを事務局等で実施し、できる限り費用の掛からないように考慮している。
○	③他の主体が実施するよりも効率的である。	・1-⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察	水戸商工会議所が事務局を担うことにより、労力を要する出展調整がスムーズに行われている。
	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-②単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2 点			

イ 評価結果

①今後の方向性	2 ⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ 方向性
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える（実施主体を代える）		
イ ○ 手段を改善する（実施の手段を代える）		
ウ 効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）		
エ 簡素化する（規模を縮小する）		
オ 統合する（類似事業を統合する）		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） 屋外でのイベントであるため、来場者数は天候により大きく左右されてしまう。 今後は、単位当たりの行政コストの削減が図られるよう、更なる集客に向けたPRや情報発信に努めるとともに、来場しやすい開催場所の検討を進める。		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価（内部評価）

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

7 2年目改善目標（2年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価（内部評価）

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

9 3年目改善目標（3年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	水戸黄門まつり開催事業		評価初年度	平成 28 年度	
実施主体	水戸黄門まつり実行委員会		担当部署名	産業経済部観光課	
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	担当者名	根本龍典 (内線513)	
大項目	未来に躍動する活力ある「みと」づくり	2	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし	4
中項目	活力あふれる産業の振興	2	名称	水戸市観光基本計画（第3次）	
小項目	戦略的観光の振興	1			

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S 36 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度			
③事業の概要							
水戸黄門まつりは本市恒例の夏祭りとして毎年8月の第1金・土・日の3日間開催しており、多くの市民の参加のもと、本市を代表するまつりとして、例年多くの来場者で賑わっている。現在、少子・高齢化、都市環境の変化等、各自治体をとりまく環境は急速に変化しており、多くの自治体が持続的な都市の発展に向け、交流人口の増加策を検討しているところである。そのような中、観光の振興は、交流人口を増加させ、経済波及効果を高める成長産業の一つとして全国的に注目され、観光地間の競争が激化している状況である。水戸黄門まつりにおいても、これまで、市民が参加し楽しむまつりとして長年開催してきたところであるが、さらなる交流人口の増加を図るため、本市の観光の発展に寄与するまつりとして、内容の充実に努めているところである。							
④事業の目的							
ア【対象】誰を（何を）対象に 市民、観光客		対象者（平成28年4月1日） 939,000人					
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 本市の観光交流人口450万人の実現に向けより多くの観光客が来場するまつりとしたい。							
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）							
成果指標1							
指標	水戸黄門まつり観客数	説明	各年度における水戸黄門まつりの観客数				
成果指標2							
指標	協賛企業社数	説明	事業の単位当たりのコストを下げ、より効率化を図るためにには、成果指標となる観光客数を増加させることが必要である。より多くの観光客を誘致することを目指し、水戸黄門まつりの事業内容のリニューアルを検討していく。				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 水戸黄門まつり実行委員会（事務局：水戸観光協会）が主催であり、運営協議会をはじめ、山車部会、水戸黄門パレード部会等、各種イベントごとに部会が組織され、多くの関係者が協議を行った上でまつりを開催している。より多くの観光客を誘致することを目指し、水戸黄門まつりの事業内容のリニューアルを検討していく。							
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 水戸黄門まつりは、市民が主体的に盛り上げている本市の夏を代表するまつりである。当まつりは、人が躍動する魅力ある観光資源であり、市民はもとより多くの観光客が参加していることから人々のニーズは高く、必要性が高い。							
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのかな。 企画から実施まで多くの市民が参加する水戸黄門まつりは、参加者間のコミュニティや、本市のブランドの形成・向上に寄与しているとともに、その魅力を感じるために来訪する観光客の誘致に有効である。							
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） 水戸市内各地域主催の夏まつり							
⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察（市直営⇒民間・NPO、実行委員会⇒市直営、民間・NPO） 水戸黄門まつりは多くの関係者の協力のもと開催されており、市、民間・NPOが主体となって実施するには人的資源・資金面において負担が大きい。そのため、多様な主体の力を結集することができる、現状の実行委員会による開催が最も効率的である。							

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 水戸黄門まつり観客数（人）			成果指標2 協賛企業社数		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
25年度	946,000	956,000	101.1	280	274	97.9
26年度	956,000	891,000	93.2	280	296	105.7
27年度	965,000	939,000	97.3	300	283	94.3
28年度	974,000			290		
29年度	983,000			290		
①目標値の根拠	・観光流入人口の数値目標達成に向けた設定 ・課内方針			・例年同等数を最低限の目標とし、景気等を勘案しながら上積みを目指す。 ・課内方針		
②数値で表せない効果	・まつり開催を通した市のイメージアップ					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（補助事業の場合は、内訳を別紙1で作成すること。）

		①行政コスト（千円）		②単位当たりの行政コスト (①行政コスト／成果指標1) (円)
		財源内訳（千円）	支出内訳（千円）	
H 25 決算	34,500	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
			その他	34,500
H 26 決算	34,500	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
			その他	34,500
H 27 決算	34,500	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
			その他	34,500
H 28 予算	34,500	国県支出金	旅費	
		市債	報償費	
		その他	需用費	
		一般財源	役務費	
			委託料	
			使用料・賃借料	
			その他	34,500

③コスト削減の取組
なし

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	例年多くの市民・観光客が訪れており、対象者のニーズが高い。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
合計		評価結果	B
1 点			

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	企画から実施まで多くの市民が参加する水戸黄門まつりは、参加者間のコミュニケーションや、本市のブランドの形成・向上に寄与しているとともに、その魅力を感じるために来訪する観光客の誘致に有効である。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・1-④事業の目的	本市に居住、または本市を訪れる全員が対象者である。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙2 イベント詳細シート	実行委員会を通じ多くの関係者が運営に携わっており、手段が適切である。
合計		評価結果	A
3 点			

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	
○	③他の主体が実施するよりも効率的である。	・1-⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察	多様な主体の力を結集することができる、現状の実行委員会による開催が最も効率的である。
	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-②単位当たりの行政コスト	観客数一人あたりの行政コストは前年より低くなっている。
合計		評価結果	B
2 点			

イ評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	ウ										
方向性													
1 現状のまま継続													
2 見直しの上で継続													
<table border="1"> <tr><td>ア</td><td>主体を代える（実施主体を代える）</td></tr> <tr><td>イ</td><td>手段を改善する（実施の手段を代える）</td></tr> <tr><td>ウ</td><td>効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）</td></tr> <tr><td>エ</td><td>簡素化する（規模を縮小する）</td></tr> <tr><td>オ</td><td>統合する（類似事業を統合する）</td></tr> </table>				ア	主体を代える（実施主体を代える）	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	エ	簡素化する（規模を縮小する）	オ	統合する（類似事業を統合する）
ア	主体を代える（実施主体を代える）												
イ	手段を改善する（実施の手段を代える）												
ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）												
エ	簡素化する（規模を縮小する）												
オ	統合する（類似事業を統合する）												
3 休止、廃止													
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。) 事業の単位当たりのコストを下げ、より効率化を図るために、成果指標となる観光客数を増加させが必要である。より多くの観光客を誘致することを目指し、水戸黄門まつりの事業内容のリニューアルを検討していく。													

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標 (1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	風土記の丘ふるさとまつり		評価初年度	平成 28 年度	
実施主体	市		担当部署名	歴史文化財課	
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等			
大項目	木戸からでたの歴史、自然を生かした魅力ある「ひと」づくり	3	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし	1
中項目	歴史、文化の継承と振興	1	名称	文化財保護法第4条第2項	
小項目	歴史的資源の保全と活用	1			

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	H 3 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度						
③事業の概要										
(概要) 国指定史跡「大串貝塚」の保存、活用のため、常陸国風土記に描かれた巨人の伝説に因んで整備された大串貝塚ふれあい公園において、地域との連携のもと、市民の文化財保護意識の高揚及び地域振興を目的とした、文化財を活用した「ふるさとまつり」を開催する。										
具体的には、縄文人ファッショショーンショー、国選択県指定無形民俗文化財「大串のささらばやし」・「大野のみろくばやし」の実演、小学生による郷土芸能発表を中心とした催し物を開催している。縄文人ファッショショーンショーは、国庫補助を活用し、小中学生が制作した縄文服を発表する。（主催）市・市教育委員会・風土記の丘ふるさとまつり実行委員会										
④事業の目的										
ア【対象】誰を（何を）対象に 市民	対象者（平成28年4月1日）		約27万人							
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 史跡公園としての特色を生かしたまつりを開催することにより、市民の文化財保護意識の高揚を図るとともに、文化財を活用した地域振興を推進する。										
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）										
成果指標1										
指標	イベント来場者数	説明	各年度におけるイベントの来場者数							
成果指標2										
指標	縄文服装等体験教室参加者数	説明	縄文人ファッショショーンショー、勾玉作りに参加した児童生徒数							
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 企画、運営及び管理を行う実行委員会（市が事務局）を設置し、地域住民、商工会等との連携のもとイベントを開催し、ボランティア等の協力により効率的な運営を実現している。 なお、会場設営及びステージ音響操作等は、業務委託により対応している。										
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ふるさとまつりは、文化財の活用を通して、文化財保護意識の高揚を図るとともに、地域の魅力を発信し、にぎわいある地域づくりを推進するためのイベントとして、他に類似事業は存在しないことから、必要性が高い。										
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのかな。 市民が郷土の歴史、文化に親しむ場として、また、地域住民が催し物及びボランティア活動等に主体的に参加していることから、開催目的にかんがみ、有効である。										
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業）										
なし										
⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察（市直営⇒民間・NPO、実行委員会⇒市直営、民間・NPO）										
文化財の公開、活用による市民の文化財保護意識の高揚を目的の一つとしており、貴重な文化財の取扱い及び無形民俗文化財保存会等との綿密な連携が必要となる。また、円滑な運営について地元団体及びボランティアによる参画が必要であることから、市直営のもとに団体等により構成された実行委員会による開催が最も効率的である。										

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 イベント来場者数（人）			成果指標2 縄文服装等体験教室参加者（人）		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
25年度	5,200	8,000	153.8	100	151	151.0
26年度	5,400	5,500	101.9	110	121	110.0
27年度	5,600	2,000	35.7	120	123	102.5
28年度	5,800			130		
29年度	6,000			140		
①目標値の根拠	前年度目標値+200人 昨年度、荒天時の影響を受けたが、イベント内容を見直し、目標値を増加する。			前年度目標値+10人		
②数値で表せない効果	・文化財保護意識の高揚					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（補助事業の場合は、内訳を別紙1で作成すること。）

	①行政コスト（千円）			②単位当たりの行政コスト (①行政コスト／成果指標1) (円)	
		財源内訳（千円）	支出内訳（千円）		
H 25 決算	2,404	国県支出金	247	旅費	0
		市債		報償費	280
		その他		需用費	170
		一般財源	2,157	役務費	0
				委託料	1,914
				使用料・賃借料	40
				その他	0
H 26 決算	2,349	国県支出金	250	旅費	0
		市債		報償費	230
		その他		需用費	164
		一般財源	2,099	役務費	0
				委託料	1,917
				使用料・賃借料	38
				その他	0
H 27 決算	2,361	国県支出金	250	旅費	0
		市債		報償費	230
		その他		需用費	175
		一般財源	2,111	役務費	0
				委託料	1,918
				使用料・賃借料	38
				その他	0
H 28 予算	2,373	国県支出金	250	旅費	0
		市債		報償費	230
		その他		需用費	180
		一般財源	2,123	役務費	0
				委託料	1,925
				使用料・賃借料	38
				その他	0

③コスト削減の取組

専門的な技術を必要としない看板の設置や会場内の飾りつけなどについてボランティアを活用し、経費の増加を抑制している。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	文化財保護法に掲げる文化財の保存、活用等を図る事業である。
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	文化財の普及啓発とにぎわいのある地域づくりのためにイベントの継続が必要である。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	郷土の歴史や文化財に関心を持つきっかけとなる事業であり、ニーズが高い。
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	多様な文化財の公開、活用を実施する市民イベントはない。
合計		評価結果	A
4 点			

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	文化財の普及啓発を図るために、イベントの継続が有効である。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・1-④事業の目的	全市民を対象にしたイベントである。
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙2 イベント詳細シート	
合計		評価結果	B
2 点			

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	看板の作成や会場内の飾りつけなどをボランティアの活用により実施している。
○	③他の主体が実施するよりも効率的である。	・1-⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察	ボランティアを有効活用しており、これ以上の経費削減を見込めないことから、効率的である。
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	文化財の普及啓発を主題としたイベントについて類似した事業はなく、統合も難しい。
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-②単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	A
3 点			

イ評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ 方向性										
1 現状のまま継続													
2 見直しの上で継続													
<table border="1"><tr><td>ア</td><td>主体を代える（実施主体を代える）</td></tr><tr><td>イ</td><td>手段を改善する（実施の手段を代える）</td></tr><tr><td>ウ</td><td>効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）</td></tr><tr><td>エ</td><td>簡素化する（規模を縮小する）</td></tr><tr><td>オ</td><td>統合する（類似事業を統合する）</td></tr></table>				ア	主体を代える（実施主体を代える）	イ	手段を改善する（実施の手段を代える）	ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）	エ	簡素化する（規模を縮小する）	オ	統合する（類似事業を統合する）
ア	主体を代える（実施主体を代える）												
イ	手段を改善する（実施の手段を代える）												
ウ	効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）												
エ	簡素化する（規模を縮小する）												
オ	統合する（類似事業を統合する）												
3 休止、廃止													
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） ・実行委員会の回数を増やし、天候の影響が少ない企画展を実施する等、催し物の見直しを行う。 ・縄文人ファンションショー等の参加者が増加するよう募集方法を改善する。 ・魅力のある模擬店を増やす。 ・開催周知のための広告媒体及び機会を増やす。													

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	七ツ洞公園再生事業	評価初年度	平成 28 年度
			担当部署名 都市公園緑地課
実施主体	水戸市	担当者名	丹治 (内線 559)
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	

大項目	水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある「ひと」づくり	3	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	交流を創出する魅力の向上と発信	3		4. 計画等 5. 特になし
小項目	魅力ある交流拠点の形成	1	名称	

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	H26 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度
----------	--------	------------------	---	----

③事業の概要

(概要) 全国的にも数少ない英國式庭園として整備された七ツ洞公園は花々の枯死や施設の老朽化等により来園者数が伸び悩んでいた。英國式庭園の開園15周年を契機に、平成26年度から公園の再生事業を開始した。再生していく七ツ洞公園の魅力をイベントを通して発信し、認知度向上と来園者増加、また交流拠点づくりを推進する。

(主催) 水戸市

④事業の目的

ア【対象】誰を（何を）対象に	対象公園（平成28年4月1日）
七ツ洞公園	1公園

イ【理想像】どのような状態にしたいのか。

イベントの開催等を通して、七ツ洞公園の再生と魅力を発信し認知度向上を図り、交流人口の増加を創出する。

⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）

成果指標 1			
指標	年間来園者数 (大規模イベントを除く)	説明	平常時の来園者数の増加を目標としており、1回の開催で来園者数に大きな影響のある大規模イベントを除いた来園者数を指標とする。

成果指標 2			
指標	水戸市公式ホームページの年間アクセス件数 (件) (ページID: 6455, 英国式庭園(七ツ洞公園)について)	説明	七ツ洞公園の認知度増加を目標としており、七ツ洞公園について紹介する水戸市公式ホームページのアクセス件数を指標とする。

⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。

七ツ洞公園の再生と魅力を発信し認知度向上を図り、交流人口の増加を創出するため、七ツ洞公園において魅力的なイベントを開催する。

⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。

七ツ洞公園の認知度が十分でなく、本格的な英國式庭園である魅力を発信する機会が必要であるため。

⑧有効性 【有効性】どうして有効なのかな。

七ツ洞公園再生事業開始直近の4年間(来園者カウントを始めたのがH22年度から)の平均来園者数(18,528人)と比較して、次年度以降の来園者数(大規模イベントを除く)が2倍以上増加していることから、有効と判断する。

⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業）

七ツ洞公園を対象とした再生と魅力向上のためのイベントは他に無い。なお、茨城県近代美術館前ではマルシェ・ド・ノエル実行委員会主催のマルシェ・ド・ノエル(クリスマス・マーケット)がある。

⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察（市直営⇒民間・NPO、実行委員会⇒市直営、民間・NPO）

民間・NPO主体により実施した場合、行政の枠にとらわれず、民間事業者等のもつ技術、知識、経験、ネットワーク、資金等の民間活力を活用し、効率的かつ効果的な魅力発信を期待できる。

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 年間来園者数（人） (大規模イベントを除く)			成果指標 2 水戸市公式ホームページの年間アクセス件数（件） (ページID：6455、英國式庭園（七ツ洞公園）について)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
26 年度	37,056	42,345	114.3	21,856	40,847	186.9
27 年度	38,056	41,788	109.8	22,856	37,760	165.2
28 年度	39,056			23,856		
29 年度	40,056			24,856		
30 年度	41,056			25,856		
①目標値の根拠	初年度は直近平均来園者数の2倍、次年度以降は年間1,000人の増加を目指値とする。			初年度は平成25年度のアクセス件数の2倍、次年度以降は年間1,000件の増加を目指値とする。		
②数値で表せない効果	日本屈指の英國式庭園である七ツ洞公園の魅力向上 国田地区の地域コミュニティの活性化					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（補助事業の場合は、内訳を別紙1で作成すること。）

	①行政コスト（千円）	②単位当たりの行政コスト (①行政コスト／成果指標1) (円)				
		財源内訳（千円）		支出内訳（千円）		
H 26 決算	4,163	国県支出金		旅費	33	
		市債		報償費	201	
		その他		需用費	278	
		一般財源	4,163	役務費	453	
				委託料	2,814	
				使用料・賃借料	384	
				その他	0	98,3115
H 27 決算	6,597	国県支出金		旅費	20	
		市債		報償費	490	
		その他		需用費	431	
		一般財源	6,597	役務費	367	
				委託料	4,190	
				使用料・賃借料	780	
				その他	319	157,8683
H 28 予算	6,500	国県支出金		旅費	62	
		市債		報償費	590	
		その他		需用費	758	
		一般財源	6,500	役務費	510	
				委託料	3,793	
				使用料・賃借料	787	
				その他	0	

③コスト削減の取組

イベントの企画提案や会場装飾など、事業の一部について地元団体や出店者等の民間活力を活用し、コスト削減やサービス向上に努めた。また、イベントの実施にあたっては、MEG（水戸イングリッシュガーデンクラブ）による秘密の花苑の管理等、ボランティアの協力を得ている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	大規模イベントでは日当たり5千人を超える来園者数があり、ニーズは高い。
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	七ツ洞公園の再生と魅力向上のためのイベントは他に無い。
合計		評価結果	B
2 点			

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	毎年度、目標値を前年度よりも高く設定している。
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	毎年度、目標値よりも実績が上回っている。
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・1-④事業の目的	全公園利用者を対象にしたイベントである。交通手段のない人のために水戸駅間のバス運行をした。
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙2 イベント詳細シート	来園実績から、イベントを通して七ツ洞公園の再生と魅力を発信し認知度向上を図れていると判断できる。
合計		評価結果	A
4 点			

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-③コスト削減の取組	イベントの企画提案や会場装飾など民間活力の活用によりコスト削減やサービス向上に努めた。
	③他の主体が実施するよりも効率的である。	・1-⑩他の主体が実施した場合の効率性についての考察	
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	七ツ洞公園の再生と魅力向上のための市の類似事業は他に無い。
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-②単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2 点			

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	ア 方向性
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える（実施主体を代える）			
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）			
ウ 効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）			
エ 簡素化する（規模を縮小する）			
オ 統合する（類似事業を統合する）			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） イベントの企画提案や会場装飾など、これまで民間活力を導入してきた実績を活かして、今後は更なる効率的かつ効果的な魅力発信を目指すため、民間事業者等への補助金により事業の継続を模索する。			

（2）2次評価（外部評価）※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

（3）3次評価（総合評価）※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	下水道事業受益者負担金滞納整理事務		評価初年度 担当部署名 担当者名	平成 27 年度 下水道部下水道管理課 洞内 裕史 (内線455)
第6次総合計画上の施策項目	コード		事業の根拠法令等	
大項目	市民と行政との協働による自主・自立した「みどり」づくり		種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし
中項目	市民主体の行政運営の推進		名称	都市計画法第75条
小項目	行財政改革の推進			1

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S 37 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度			
③事業の概要							
下水道事業受益者負担金の滞納について、法令に基づく手続きのほか、納付催告を行い、歳入の確保を図る。							
④事業の目的							
ア【対象】誰を（何を）対象に 下水道事業受益者負担金滞納者		対象者数（平成27年4月1日現在） 3,804件					
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。							
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）							
成果指標 1							
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合				
成果指標 2							
指標	下水道事業受益者負担金滞納件数	説明	各年度末における滞納件数				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。							
法律に基づく督促後でも完納しないものに対しては、催告、滞納処分などの手段により、歳入の確保を図る。							
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。							
滞納が生じると財源が確保されず、下水道事業の維持に支障をきたす。 ほかの受益者に対して公平性を保てない。 都市計画法、地方自治法、水戸市債権管理条例及び水戸市財務規則の定めによる。							
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのかな。							
滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。							
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業）							
強制徴収公債権（地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの） 市税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保護者負担金、下水道使用料等							
⑩民間・N P Oが実施した場合の効率性についての考察							
公権力性の強い滞納処分は、委託が認められていない。督促状・催告書の印刷、封かん業務も基幹業務システムを使用し、最小限の事務で実施しており、また件数もそれほど多くないため、委託による効率性の向上はあまり望めない。							

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 収納率 (%)			成果指標 2 滞納件数 (件)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24 年度	38.6	52.9	136.9	未設定	5,961	
25 年度	53.9	62.7	116.3	未設定	4,920	
26 年度	64.7	67.8	104.7	未設定	4,430	
27 年度	68.0	68.7	104.7	未設定	3,373	
28 年度	70.8			未設定		
①目標値の根拠	各年度の収納対策本部における目標値。現・過年度の収納率をそれぞれ前年度から向上させる目標としている。					
②数値で表せない効果	各年度の収納対策本部における目標値。現・過年度の収納率をそれぞれ前年度から向上させる目標としている。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト (②+③) (千円)	②事業費 (千円)	③人件費 (千円)	④単位当たりの行政コスト (①行政コスト/整理率) (千円)	
				平均給与 (千円)	人役 (%)
H 24 決算	4,779	国県支出金		4,519	
		市債		行政 4,519	8,368 54
		その他		技労 0	
		一般財源	4,779	嘱託 0	
				臨時 0	
H 25 決算	4,657	国県支出金		4,486	
		市債		行政 4,486	8,306 54
		その他		技労 0	
		一般財源	4,657	嘱託 0	
				臨時 0	
H 26 決算	4,654	国県支出金		4,486	
		市債		行政 4,486	8,306 54
		その他		技労 0	
		一般財源	4,654	嘱託 0	
				臨時 0	
H 27 決算	4,638	国県支出金		4,486	
		市債		行政 4,486	8,306 54
		その他		技労 0	
		一般財源	4,638	嘱託 0	
				臨時 0	
H 28 予算	7,249	国県支出金		6,980	
		市債		行政 4,664	8,637 54
		その他		技労 0	
		一般財源	7,249	嘱託 2,316	2,316 100
				臨時 0	

※整理率 = (督促分年度内収入額 + 滞縛収入額) / (督促対象額 + 滞縛調定期額)

⑤コスト削減の取組

納付機会を拡大し、納付の手間にによる滞納を抑止するため、平成28年度からコンビニエンスストア、郵便局及びゆうちょ銀行での収納を導入する予定である。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならないため。	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性		
○	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業		
合計			評価結果	A
4	点			

有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標		
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	収納率の向上につながっているため。	
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	収納率について、成果指標の実績が目標に達しているため。	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者（※）が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率		
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙1 全体	主に法律・財務規則等に基づく、手段により実施しているため。	
合計			評価結果	A
3	点			

効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト		
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	納付機会の拡大により、滞納発生の抑止を図るため。	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	滞納処分は委託が認められず、民間・NPOが実施できる事務が限られるため。	
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業		
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たり行政コスト	3-④単位当たり行政コスト参照	
合計			評価結果	A
3	点			

イ 評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する）		
3 休止、廃止		
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）		

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点
下水道事業受益者負担金は、裁判上の手続を経ずに差押さえができる強制徴収債権である。
滞納整理事務については、督促及び催告、差押さえなどを適切に実施している。
しかし、不納欠損の中には、分納、差押さえ又は執行停止の手続を経ない未処理案件があるため、財産調査を強化する必要がある。
このようなことから、更なる改善を進めていく必要があるため、1次評価の「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性
下水道事業受益者負担金は、督促及び催告は適切に実施している。
しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、不納欠損の中には、未処理案件があるため、これについて差押さえ等の適正処理を図る必要があることから、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	未処理案件を解消するため、他課と連携し滞納者の実態把握に努め、差押さえ等の手続を適正に行う。また、自主納付を促すため、催告書の文言等を見直す。
-----------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

税務部門が保有する情報を調査し、収入・所得や勤務先の把握に努めているほか、滞納額上位の者を中心に、独自に預金調査を行い、調査結果に応じて「差押予告書」や勤務先を記載した「給与差押予告書」を発送し、徴収の強化に取り組んでいる。今後、現年度滞納者を含め発送する一斉催告においても、より差押を強調した内容を検討している。また、進捗管理の徹底と情報の共有化を図るため、月に一度滞納整理の状況をまとめ、係内に周知することとした。

なお、過年度滞納者の約12%が取税課においては執行停止の判断をされており、約15%は本人が死亡している案件であることから、税務部門の調査している情報を活用しながら、補足調査・追跡調査を行い、未処理案件の解消を図っていく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

不納欠損処理について

平成 27 年度行政評価委員会からの答申書に掲載された意見

不納欠損処理をしている債権の中には、執行停止、時効の完成、免除、権利の放棄などの適切な事由の整理がなされていないものが見受けられるため、共通の様式で管理するなど、不納欠損処理の事由を明確にする必要がある。また、未処理案件について不納欠損処理をしているものがあり、それについては適切な処理を行う必要がある。

平成 27 年度行政評価における総合評価

不納欠損処理については、適切な処理に向けて、共通の様式で管理するなど不納欠損処理の事由を明確にするものとする。

2年目評価（進行管理）

1次評価（内部評価）

平成 27 年度行政評価における総合評価を受けての取組状況

不納欠損処理については、昨年度に開催した収納対策本部会議において、別紙共通様式で管理することを決定した。

今年度は、当該様式に基づき、不納欠損の管理をしている。

2次評価（外部評価）

平成 28 年度行政評価における外部評価

3次評価（総合評価）

平成 28 年度行政評価における総合評価

平成27年度不納欠損事由一覧

債権名称		課名	
不納欠損事由		件数(件)	不納欠損額(千円)
1 強制徴収債権の消滅			
(1) 執行停止状態が3年継続 (地方税法第15条の7第4項)			
内訳	① 地方税法第15条の7第1項第1号該当	()	
	② 地方税法第15条の7第1項第2号該当	()	
	③ 地方税法第15条の7第1項第3号該当	()	
(2) 即時消滅 (地方税法第15条の7第5項)			
(3) 消滅時効の完成 (地方税法第18条第1項, 地方自治法第236条第2項)			
内訳	① 執行停止済 (地方税法第15条の7第1項第1~3号該当)	()	
合計			
2 非強制徴収債権の消滅			
【公債権】			
(1) 消滅時効の完成 (地方自治法第236条第2項)			
(2) 法人の清算結了 (会社法第476条ほか)			
(3) 債権の免除 (地方自治法施行令第171条の7)			
(4) 債権の放棄			
内訳	① 限定承認 (水戸市債権管理条例第6条第1項第3号)	()	
	② 破産法, 会社更生法等による免責 (水戸市債権管理条例第6条第1項第4号)	()	
(5) 個別法			
内訳			
合計			
【私債権】			
(1) 時効の援用 (民法第145条)			
(2) 法人の清算結了 (会社法第476条ほか)			
(3) 債権の免除 (地方自治法施行令第171条の7)			
(4) 債権の放棄			
内訳	① 消滅時効の完成 (民法第167条ほか)	()	
	ア 徴収停止 (地方自治法施行令第171条の5)	()	
	② 限定承認 (水戸市債権管理条例第6条第1項第3号)	()	
	③ 破産法, 会社更生法等による免責 (水戸市債権管理条例第6条第1項第4号)	()	
(5) 個別法			
内訳			
合計			

※不納欠損事由については、適宜、行の追加を行ってください。

※債権ごとに様式を作成してください。

※その他個別法に規定がある場合は、記載してください。

行政評価調書

事務事業名	開放学級事業保護者負担金滞納整理事務	評価初年度	平成 27 年度
		担当部署名	総合教育研究所
		担当者名	黒須 雅継 (244-1331)
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目 市民と行政との協働による自主・自立した「みと」づくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし	1
中項目 市民主体の行政運営の推進	2		
小項目 行財政改革の推進	3	名称 地方自治法第240条	

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	平成17年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度		
③事業の概要 開放学級事業保護者負担金を納期までに納めない個人に対し、納付するように指導し、又は差押えや公売等を行うことにより、歳入の確保を図る。						
④事業の目的						
ア【対象】誰を（何を）対象に 開放学級事業保護者負担金滞納者		対象者（平成27年4月1日）		163人		
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。						
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）						
成果指標1						
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合			
成果指標2						
指標	滞納者（件）数	説明	各年度末における滞納者（件）数			
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促、催告など						
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 未納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。						
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。						
⑨類似事業 （民間における類似事業、市が実施している類似事業） 非強制徴収債権（私債権） 類似事業：水道料金、市営住宅家賃等						
⑩民間・N P Oが実施した場合の効率性についての考察						

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 滞納者数(人)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
24年度	98.0	96.1	98.1	未設定	133	—
25年度	97.5	96.4	98.9	未設定	141	—
26年度	97.4	96.3	98.9	未設定	163	—
27年度	98.0	96.4	98.4	未設定	166	
28年度	99.0			未設定		
①目標値の根拠	課内方針			過去の実績に基づく数値		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（②事業費は別紙2「行政コスト内訳」から転記してください。）

	①行政コスト（②+③）（千円）	内訳（千円）	②事業費（千円）	③人件費（千円）		④単位当たりの行政コスト（①行政コスト／成果指標2）（単位千円）
				平均給与（千円）	人役（%）	
H 24 決算	3,983	国県支出金	1,063	195	3,788	30
		市債			3,348	
		その他			0	
		一般財源	2,920		440	
					2,197	
H 25 決算	3,974	国県支出金	1,075	209	3,765	28
		市債			3,323	
		その他			0	
		一般財源	2,899		442	
					2,209	
H 26 決算	4,307	国県支出金	1,735	253	4,054	26
		市債			3,323	
		その他			0	
		一般財源	2,572		731	
					3,651	
H 27 決算	4,403	国県支出金	1,740	212	4,191	40
		市債			3,450	
		その他			0	
		一般財源	2,663		741	
					3,702	
H 28 予算	4,452	国県支出金	1,760	255	4,197	40
		市債			3,455	
		その他			0	
		一般財源	2,692		742	
					3,706	
					0	

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
<input type="radio"/>		①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	財源の確保及び公平性の観点から必要である。
<input type="checkbox"/>		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
<input type="checkbox"/>		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
<input type="checkbox"/>		④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	
<input type="checkbox"/>		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
合計			評価結果	A
4 点				
有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
<input type="checkbox"/>		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
事務事業の評価	<input type="radio"/>		・1-⑧有効性 ・2-成果指標	収納率の維持、向上のために有効である。
	<input type="checkbox"/>		・2-成果指標	
	<input type="radio"/>		・別紙1 実施率	滞納者すべてが督促、催告の対象である。
	<input type="checkbox"/>		・1-⑥手段 ・別紙1 全体	
	合計		評価結果	B
2 点				
効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
<input type="radio"/>		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	督促及び催告については、効率的に執行できている。
<input type="checkbox"/>		②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	
<input type="checkbox"/>		③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
<input type="checkbox"/>		④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
<input type="checkbox"/>		⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	A
4 点				

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性		評価の考え方（滞納整理事務の場合）	
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える（実施主体を代える）			
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）			手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
ウ 効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）			手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
エ 簡素化する（規模を縮小する）			手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
オ 統合する（類似事業を統合する）			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） 高額滞納者に対する納付相談の実施や電話での催告を実施する。			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

開放学級事業保護者負担金は、私法上の原因に基づいて発生し、差押えに訴訟の提起が必要な私債権である。

滞納整理事務については、督促及び催告を適切に実施している。

しかし、長期間未回収の債権については、訴訟を提起するか、免除をするかなどの手法を検討する必要がある。

そのため、1次評価の「見直しの上で継続(手段を改善する)」は妥当である。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

開放学級事業保護者負担金は、督促及び催告は適切に実施している。

しかし、行政評価評価委員会からの意見にあるとおり、長期間未回収の債権については、強制執行、免除等の手続きをする必要があることから、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

長期間未回収の債権について、強制執行、免除等の手続を実施する。

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

長期間未回収の債権について、強制執行や免除等の手続の実施に向け検討中である。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

延滞金の徴収事務について

平成26年度行政評価委員会からの答申書に掲載された意見

全体的な意見として、公債権の滞納に係る延滞金について、条例で定められた適切な徴収手続が行われていないものがあるので、収納対策本部において、延滞金の制度とその徴収に対する考え方を再認識し、適切な手続の実施に向けて全庁的な取組を進める必要がある。なお、私債権についても地方自治法の規定により延滞金が徴収できるとする見解が近年主流になってきており、この点も含めて検討していく必要がある。

平成26年度行政評価における総合評価

債権の滞納に係る延滞金については、収納対策本部の調整のもと、延滞金徴収に対する考え方を全庁的に整理するものとする。

2年目評価（進行管理）

1次評価（内部評価）

平成26年度行政評価における総合評価を受けての取組状況

税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例に定めのある公債権について、順次延滞金を導入する。

2次評価（外部評価）

平成27年度行政評価委員会からの答申書に掲載された意見

延滞金の徴収については、昨年度の評価を受け、収納対策本部の調整のもと、延滞金徴収に対する考え方を全庁的に整理することを改善目標に掲げている。

収納対策本部では、延滞金の徴収に係る各課のシステム状況について調査を実施し、公債権について、順次、延滞金徴収のため環境を構築していくことと方針を定めたことは評価できる。

しかし、方針の決定にとどまり、延滞金の徴収に至っていないことから、延滞金を徴収する債権の整理やスケジュール、システム改修等を含め、更なる改善を進めることと

し、次年度も引き続き評価を継続するものとのする。

3次評価（総合評価）

平成27年度行政評価における総合評価

収納対策本部において、延滞金の徴収に係る各課のシステム状況について調査を実施した上で、方針を決定し、公債権について、順次、延滞金徴収のための環境を構築していくこととしている。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、方針の決定にとどまっているため、システム改修等に係るスケジュールの策定を進めることとする。

3年目評価（進行管理）

1次評価（内部評価）

平成27年度行政評価における総合評価を受けての取組状況

保育所保護者負担金・家庭的保育事業所保護者負担金から延滞金徴収のための環境を整備することとし、収納担当の幼児教育課とシステム担当である情報政策課と連携して調整を進めてきた。また、システムの改修に向けて現システムの委託先である㈱ジーシーシーとの綿密な打ち合わせを行い、平成29年度の稼働を目指してきたが、リース期間の終了に併せたシステムの改修とするため、システムの改修を1年先送りとした。

その他の公債権については、幼児教育課の環境整備完了後、順次環境を構築していく。

2次評価（外部評価）

平成28年度行政評価における外部評価

3次評価（総合評価）

平成28年度行政評価における総合評価

行政評価調書

事務事業名	保育所保護者負担金滞納整理事務	評価初年度	平成 26 年度
		担当部署名	教育部幼児教育課
第6次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目 市民と行政との協働による自主・自立した「みど」づくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし	1
中項目 市民主体の行政運営の推進	2		
小項目 行財政改革の推進	3	名称 地方自治法231条の3	

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	— 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度			
③事業の概要 保育所保護者負担金（利用者負担金）を納期までに納めない個人に対し、督促、納付相談を行うことにより、歳入の確保を図る。							
④事業の目的							
ア【対象】誰を（何を）対象に 保育所保護者負担金滞納者（収入未済件数）		対象者（平成26年5月31日） 3,564件					
イ【理想像】どのような状態にしたいのか。 滞納状態を解消する。							
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）							
成果指標1							
指標	収納率	説明	各年度末における調定額に対する収入済額の割合				
成果指標2							
指標	収入未済件数（件）	説明	各年の収入未済の累積件数				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 督促状発送、催告書発送、納付相談、児童手当からの申出徴収、財産調査、給与差押事前予告の送付など							
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 滞納者から債権を確実に収納しないと、財源が確保されず、市民サービスの提供が困難になる。また、ほかの納付者に対して公平性を保てない。							
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのかな。 滞納整理事務は、収納率の向上につながっており、有効である。							
⑨類似事業 （民間における類似事業、市が実施している類似事業） 強制徴収公債権（地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの） 市税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料等							
⑩民間・N P Oが実施した場合の効率性についての考察 法律上認められていないため実施できない。							

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 収納率(%)			成果指標2 収納未済件数(件)		
	目標	実績	達成率(%)	目標	実績	達成率(%)
23年度	92.2	91.9	99.7	未設定	3,727	
24年度	92.5	92.3	99.8	未設定	3,637	
25年度	92.8	92.8	100.0	未設定	3,564	
26年度	93.1	93.8	100.8	未設定	3,185	
27年度	94.6	94.8	100.2	未設定	2,746	
28年度	95.5			未設定		
①目標値の根拠	現年度分・過年度分とも収納率が向上したため					
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト(②+③)(千円)	内訳(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト(①行政コスト/成果指標2)(千円)
				平均給与(千円)	人役(%)	
H 24 決算	19,149	国県支出金	216	18,933		5
		市債		行政 16,736	8,368	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 2,197	2,197	
				臨時 0		
H 25 決算	10,778	国県支出金	263	10,515		3
		市債		行政 8,306	8,306	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 2,209	2,209	
				臨時 0		
H 26 決算	10,812	国県支出金	224	10,588		3
		市債		行政 8,306	8,306	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 2,282	2,282	
				臨時 0		
H 27 決算	20,256	国県支出金	208	20,048		7
		市債		行政 13,800	8,625	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 6,248	2,314	
				臨時 0		
H 28 予算	20,323	国県支出金	249	20,074		
		市債		行政 13,820	8,637	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 6,254	2,316	
				臨時 0		

⑤コスト削減の取組

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価）※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
○	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	督促等必要な措置をとらなければならぬいため。
△	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
△	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
△	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	
△	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
合計		評価結果	A
4 点			

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
事務事業の評価	○ ①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	平成26年度の目標を達成したため
	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者（※）が、特定の者に偏っていない。 ※ 強制徴収又は強制執行を受ける者	・別紙1 実施率	
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-⑥手段 ・別紙1 全体	
合計		評価結果	A
4 点			

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	市が実施を義務付けられている。
	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
1 点			

イ 評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
方向性			評価の考え方（滞納整理事務の場合）
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える（実施主体を代える）			
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）			手段別シートのいずれかの手段において、変更をしたほうが良いものがある場合。又は、事務手続きを拡大若しくは縮小する必要がある場合
ウ 効率化を図る（単位当たりのコストを下げる）			手段別シートのいずれかの手段において、効率化（廃止を含む。）を図る必要がある場合
エ 簡素化する（規模を縮小する）			手段別シートのいずれかの手段において、簡素化を図る必要がある場合
オ 統合する（類似事業を統合する）			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。） 滞納者に対し、府内機関の協力を得ながら差押え等を実施する。			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点 保育所保護者負担金は、裁判上の手続を経ずに差押えができる強制徴収債権である。 滞納整理事務については、督促、催告書の送付、児童手当からの申出徴収、財産調査などを実施していることは評価できる。 しかしながら、納付相談を含めた滞納整理事務の記録や滞納理由の把握が不十分なので強化する必要がある。また、児童手当からの特別徴収の検討や差押えの強化を図る必要がある。 そのため、1次評価の「見直しの上で継続(効率化を図る)」は妥当である。 なお、利用者の利便性を考慮したクレジットカードやコンビニエンスストアでの納付についても検討するべきである。
--

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性 保育所保護者負担金は、児童手当からの申出徴収をはじめ、督促、催告書の送付、財産調査などの滞納整理手段が概ね適切に実施されている。 しかしながら、行政評価委員会からの意見にあるとおり、滞納理由の把握の強化、児童手当からの特別徴収、クレジットカードやコンビニエンスストアでの納付について検討を行うこととし、「見直しの上で継続(手段を改善する)」とする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	債権管理の適正化に向けて、滞納理由の把握を強化し、財産調査や差押えを実施するとともに、児童手当からの特別徴収を検討する。また、納付の利便性向上に向けて、クレジットカード、ゆうちょ銀行窓口及びコンビニでの納付を検討する。
-----------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

児童手当の申出徴収については、滞納者以外の保護者に対しても制度を周知するとともに申出書を配布した。

滞納理由の把握に努め、財産調査及び滞納処分へ向け準備を進めている。

コンビニ収納、ゆうちょ銀行窓口払いは、平成28年度4月からの実施のための準備を進めている。

特別徴収及びクレジットカードでの納付については、導入を検討する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

保育所保護者負担金は、昨年度の評価を受け、滞納理由の把握の強化、財産調査や差押えの実施、児童手当からの特別徴収の検討、クレジットカード、ゆうちょ銀行窓口及びコンビニでの納付の検討を改善目標に掲げているところである。

このうち、ゆうちょ銀行窓口及びコンビニでの納付は、平成28年度4月から実施予定である。

しかし、児童手当からの申出徴収に応じない滞納者へ対する特別徴収及びクレジットカード納付の導入については、今後検討することとしている。また、滞納理由の把握には努めているものの財産調査及び差押えについては、実施に向けて準備を進めているところである。

このようなことから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、今年度は、適切な時効管理システム構築に向け準備中であるため、来年度、システムの改善状況について報告を願いたい。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

保育所保護者負担金は、滞納理由の把握の強化、財産調査や差押えの実施、児童手当からの特別徴収の検討、クレジットカード、ゆうちょ銀行窓口及びコンビニでの納付の検討を1年目改善目標としている。

このうち、ゆうちょ銀行窓口及びコンビニでの納付については、平成28年度4月からの導入予定としており評価終了とする。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、滞納理由の把握の強化、財産調査及び差押えの実施、児童手当からの特別徴収及びクレジットカードでの納付について検討を進めることとする。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	滞納理由の把握の強化に努めるとともに、財産調査や差押え、児童手当からの特別徴収を実施するなど、滞納整理を強化する。 また、クレジットカードでの納付について、検討を進める。
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

2か月分以上の新規滞納者や、分納不履行者に対する電話催告を強化することにより、納付相談の機会を拡大し、滞納理由の把握の強化を図った。また、収税課に依頼して、保育所利用者負担金の全滞納者を対象とした実態調査を実施し、滞納処分の執行停止を行ったほか、児童手当からの特別徴収を実施し、滞納整理を強化した。

クレジットカード納付の導入については、手数料が個人負担になるなど、利用者にとってデメリットとなる部分もあり、システム改修費用に見合った効果が期待できることから、見送ることとした。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

9 3年目改善目標（3年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	斎場管理運営事務		評価初年度 担当部署名	平成 25 年度 生活環境部衛生管理課
第5次総合計画上の施策項目	コード		事業の根拠法令等	
大項目	人と自然が共生し快適に暮らせるまちづくり	2	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 1・2
中項目	快適な生活環境の実現	2	名称	墓地、埋葬等に関する法律 市斎場条例及び施行規則
小項目	斎場の整備	7		

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	52 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度		
③事業の概要	公衆衛生の向上及び市民の福祉増進を図るため、斎場を設置し以下のような業務を行っている。 火葬許可を受けた遺体の火葬業務 通夜式・告別式を行うための式場及び待合室の貸出し業務 式場及び火葬施設の維持管理業務					
④事業の目的	【対象】誰を（何を）対象に 全市民（市外利用者も可）					
対象を表す数値	269,636人（平成25年4月1日現在 水戸市の常住人口）+ α （本市以外の住民で利用を希望する者） 【理想像】どのような状態にしたいのか。 本格的な高齢化社会の到来に伴う火葬件数の増加など、多様化する利用者ニーズに対応した施設の管理運営が行われている状態。					
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）						
成果指標 1						
指標	火葬件数	説明	年間火葬件数			
成果指標 2						
指標	式場及び待合室使用件数	説明	年間式場及び待合室使用件数			
⑥手段	【手段】どのような手法により実施するのか。 御靈となられた遺体を火葬する。（日最大 11件） 通夜や葬儀の式場及び待合室を提供する。（通夜及び葬儀 日最大 9件） 年次的に施設や設備の改修を行う。					
⑦必要性	【必要性】どうして必要なのか。 市内では他に火葬場がなく、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要不可欠である。 また、火葬場と併設した式場は、利用者の利便性から必要である。					
⑧有効性	【有効性】どうして有効なのか。 市民の火葬需要に適切に対応することで、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与する。 火葬場に式場を併設するなど、市民の多様化するニーズに対応し、利用者の利便性向上を図っている。					
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業）	火葬業務については、市内では市斎場以外に業務を行う施設はない。 葬送儀礼については、民間葬祭業者の式場施設がある。					
⑩民間・N P Oが実施した場合の効率性についての考察	民間のノウハウを活用し、市民の多様なニーズに応じた要員配置が可能になるものと考察されるが、一方で火葬業務は、遺族にとって最後のお別れの場であり、業務の性質上馴染まない面があるものと考察される。					

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1			成果指標 2		
	火葬件数（件）			式場及び待合室使用件数（件）		
目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	
21年度	2,250	2,372	105.4222	4,150	4,160	100.2410
22年度	2,250	2,559	113.7333	4,150	4,552	109.6867
23年度	2,350	2,690	114.4681	4,200	4,458	106.1429
24年度	2,350	2,549	108.4681	4,200	4,202	100.0476
25年度	2,500	2,656	106.2400	4,250	4,208	99.0118
26年度	2,500	2,652	106.0800	4,250	4,136	97.3176
27年度	2,500	2,721	108.8400	4,250	4,000	94.1176
28年度	2,710			4,330		
①目標値の根拠	火葬件数の実績から算出			式場等の使用件数の実績から算出		
②数値で表せない効果	市内で唯一の火葬業務を執行している。					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移（行政コスト内訳は別紙のとおり）

① 火葬に係る行政コストの推移

	①行政コスト（②+③）(千円)	内訳(千円)	②事業費(千円)	③人件費(千円)		④単位当たりの行政コスト ①行政コスト/ 成果指標 1実績)
				平均給与(千円)	人役(%)	
H 23 決算	59,779	国県支出金	19,377	40,402		22,223
		市債		行政 5,531	8,509 65	
		その他 19,817		技労 33,773	7,505 450	
		一般財源 39,962		嘱託 1,099	2,197 50	
				臨時 0		
H 24 決算	61,793	国県支出金	21,483	40,310		24,242
		市債		行政 5,439	8,368 65	
		その他 19,226		技労 33,773	7,505 450	
		一般財源 42,567		嘱託 1,099	2,197 50	
				臨時 0		
H 25 決算	67,850	国県支出金	26,013	41,837		25,546
		市債		行政 5,399	8,306 65	
		その他 20,340		技労 35,334	7,852 450	
		一般財源 47,510		嘱託 1,105	2,209 50	
				臨時 0		
H 26 決算	71,250	国県支出金	28,905	42,345		26,866
		市債		行政 5,399	8,306 65	
		その他 36,361		技労 35,334	7,852 450	
		一般財源 34,889		嘱託 1,141	2,282 50	
				臨時 471	1,883 25	
H 27 決算	71,751	国県支出金	28,546	43,205		
		市債		行政 5,606	8,625 65	
		その他 19,786		技労 35,960	7,991 450	
		一般財源 51,965		嘱託 1,157	2,314 50	
				臨時 482	1,929 25	
H 28 予算	72,036	国県支出金	29,338	42,698		
		市債		行政 5,614	8,637 65	
		その他 20,734		技労 34,866	7,748 450	
		一般財源 51,302		嘱託 1,737	2,316 75	
				臨時 481	1,925 25	

⑤コスト削減の取組

照明器具の間引き点灯による節電

②式場における行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)	内訳 (千円)	②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (①行政コスト／成果指標2実績)
					平均給与 (千円)	人役 (%)	
H 23 決算	46,502	国県支出金	29,065	17,437			10,431
		市債		行政	11,487	8,509	
		その他		技労	3,753	7,505	
		一般財源		嘱託	2,197	2,197	
				臨時	0		
H 24 決算	49,471	国県支出金	32,225	17,246			11,773
		市債		行政	11,297	8,368	
		その他		技労	3,753	7,505	
		一般財源		嘱託	2,197	2,197	
				臨時	0		
H 25 決算	52,824	国県支出金	35,477	17,348			12,553
		市債		行政	11,213	8,306	
		その他		技労	3,926	7,852	
		一般財源		嘱託	2,209	2,209	
				臨時	0		
H 26 決算	48,564	国県支出金	31,143	17,421			11,742
		市債		行政	11,213	8,306	
		その他		技労	3,926	7,852	
		一般財源		嘱託	2,282	2,282	
				臨時	0	1,883	
H 27 決算	49,143	国県支出金	30,224	18,919			/
		市債		行政	11,644	8,625	
		その他		技労	3,996	7,991	
		一般財源		嘱託	2,314	2,314	
				臨時	965	1,929	
H 28 予算	52,183	国県支出金	32,212	19,971			/
		市債		行政	11,660	8,637	
		その他		技労	3,874	7,748	
		一般財源		嘱託	3,474	2,316	
				臨時	963	1,925	

⑤コスト削減の取組

照明器具の間引き点灯による節電

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	墓地、埋葬等に関する法律第4条 第2項 火葬は、火葬場以外で行つてはならない
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市内唯一、火葬業務を行っている
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	市内唯一、火葬業務を行っている
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
合計		評価結果	A
3 点			

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	市民福祉増進に寄与
○	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市内・市外問わず申請がある
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	
合計		評価結果	A
4 点			

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	業務に支障のない範囲での節電対策
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
○	④市の事務事業で類似したものはなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	斎場は単独施設である
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
2 点			

イ評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える（実施主体を代える）			
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）			
ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）			
エ 簡素化する（規模を縮小する）			
オ 統合する（類似事業を統合する）			
3 休止、廃止			

②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）

- 1 新しい斎場の整備に合わせて、指定管理者制度等の導入について検討する。
- 2 市民の要望に対しては、継続して応えていくことで、市民サービスの向上に努める。

〔備考〕

（これまでの主な取り組み）

- ・火葬業務については、冬季の繁忙時において、1日当たり最大受入れ件数を11件から12件に増やして柔軟な対応を実施。
- ・各待合室に、和室用のイスを設置し、利用者（高齢者）の利便性を図る。
- ・式場における生花等の数の制限について緩和を実施。（各式場3対から、第1式場18基、第2式場12基、第3式場10基に緩和）
- ・第3式場については、利用者の利便性に配慮し、和室から洋室へ改裝を実施。（第1・第2式場は洋室）

（2）2次評価（外部評価）※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。

斎場は、多くの市民が利用する施設であり、また、安定した運営が求められる点からも行政が担う役割は大きいが、式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。そのため、一次評価の「見直しの上で継続（手段を改善する。）」は妥当である。

なお、施設の老朽化が進んでいるので、清掃等の施設管理を十分行うとともに、利用者に対するきめ細かなサービスについても十分に配慮する必要がある。

（3）3次評価（総合評価）※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

斎場は、遺体の火葬及び通夜等のための式場の貸出しを行い、公衆衛生の向上及び市民の福祉増進に寄与するために設置されている施設である。

行政評価委員会から「式場業務など民間の持つノウハウを活用することで、一層のサービスの向上が見込まれる業務については、委託化等の検討を行うべきである。」という意見が出されていること、また、他市においても、式場業務及び火葬業務に委託を導入している事例があることから、管理運営手法について検討を行う必要がある。

そのため、市民サービスの維持・向上及び効果的な運営に向け、民間活力活用の検討を進めることとし、「見直しの上で継続（手段を改善する。）」とする。

また、施設管理に当たり、利用者に対するきめ細かなサービスについても十分に配慮することとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	施設の管理運営について、本館の耐震化補強工事に合わせて、施設・設備の充実を図り、利用者のサービス向上に努める。 また、他市町村の状況調査を実施するなど、民間活力活用の検討を行う。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

施設管理に当たっては、今年度、本館耐震化補強工事に合わせてオムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備、本館1階の男女和式トイレの洋式化などの整備を行い施設の充実を図る。

また、管理運営手法については、他市の事例を含め調査検討中である。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

斎場の管理運営については、昨年度の評価を受け、本館の耐震化補強工事に合わせた施設設備の充実化、民間活力活用の検討を改善目標に掲げているところである。

このうち、施設設備の充実化については、今年度、本館耐震補強工事に合わせて、オムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備や、本館1階のトイレの洋式化などを実施予定であり、この点については評価終了とする。

しかし、民間活力活用の検討については、他市事例の調査にとどまっていることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

斎場の管理運営については、本館の耐震化補強工事に合わせた施設設備の充実化、民間活力活用の検討を1年目改善目標としている。

このうち、施設設備の充実化については、今年度、本館耐震補強工事に合わせて、オムツ替えスペースを兼ねた授乳室の整備や、本館1階のトイレの洋式化などを実施予定であり、この点については評価終了とする。

しかし、民間活力活用の検討については、他市事例の調査にとどまっているため、検討が必要である。このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るために、民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)について、他市事例を参考に検討を行う。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るために、民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)について、平成26年度に調査した他市事例を参考に導入業務、時期及び運営方法の比較検討を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

斎場の管理運営については、2年目評価を受け、他市事例を参考とした民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)の検討を改善目標として掲げているところである。

民間活力活用の対象範囲の検討については、他市事例の調査にとどまっている。

今後は、他市事例の調査結果を踏まえ、管理運営手法について検討が必要であることから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

斎場の管理運営については、他市事例を参考とした民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)の検討を2年目改善目標としている。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、他市事例の調査にとどまっているため、今後は、他市事例の調査結果を踏まえ、管理運営手法について検討を進めることとする。

このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るために、斎場の管理運営について、他市事例結果を参考とした民間活力活用の対象範囲(火葬業務、施設管理業務)及び運営の手法について検討を行う。
-----------------------	---

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

市民サービスの向上及び施設管理の効率化を図るため、平成28年7月から、市のホームページ上にインターネットを利用した24時間対応の斎場受付システムを導入することとした（年間1,544千円の運営経費の削減）。また、他市の事例調査の結果を参考とし、斎場の管理運営に係る民間活力活用の対象範囲（火葬業務、施設管理業務）及び運営の手法について、新斎場の整備検討に向けた基本構想を策定する中で、あわせて検討を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

11 4年目改善目標(4年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	市場管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	産業経済部公設地方卸売市場
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	

大項目	元気で活力にあふれ、人が生き生きと交流するまちづくり	1	種類	1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし	2
中項目	活力あふれる産業の振興	2	名称	茨城県卸売市場条例 水戸市公設地方卸売市場条例	
小項目	流通の振興	5			

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	昭和47年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度		
③事業の概要 市場施設の管理及び市場内事業者（卸・仲卸・関連事業者），市場外事業者（買受人・出荷者等）の指導・監督を行う。						
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 生鮮食料品等及び供給圏に居住する市民						
対象を表す数値 268, 649人（平成24年4月1日現在 水戸市の常住人口） 【理想像】どのような状態にしたいのか。 ○安全で安心な生鮮食料品等の安定供給を行う。 ○市場使用料等賄率を高め、市場運営の独立採算を図る。						
⑤成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。） 成果指標1						
指標	市場使用料等賄率	説明	市場運営経費等に対する市場使用料及び諸収入の割合			
成果指標2						
指標	年間の取扱数量	説明	前年度の取扱数量に対する当該年度の取扱数量			
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 生鮮食料品等の取引業務の指導監督を行うことにより実施						
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 安全で安心な生鮮食料品等を安定供給するために必要						
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのかな。 市場の秩序を維持し、適切な価格形成を行うことが可能。						
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） 民間における類似事業には、第3セクター市場・民営市場がある。 市が実施している類似事業は無い。						
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 民間やNPOが実施するより市が実施した方が、様々な事態に即座に対応できるので、市場運営としては効率的である。						

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 市場使用料等賄率 (%)			成果指標2 年間の取扱数量 (%)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21年度	100	97.6	97.6	100	99.2	99.2
22年度	100	99.6	99.6	100	94.3	94.3
23年度	100	99.7	99.7	100	96.4	96.4
24年度	100	100.1	100.1	100	96.3	96.3
25年度	100	103.7	103.7	100	98.1	98.1
26年度	100	100.8	100.8	100	100	100
27年度	100	122.4	122.4	100	98.1	98.1
28年度	100	0	0	100	0	0
①目標値の根拠	市場使用料等の賄率を100%とした。			青果・水産物の取扱数量の対前年度比を100%とした。		
②数値で表せない効果	市と市場内事業者が協力して、市場活性化のために事業を実施し、市民の市場に対する理解を深めている。（朝市・みとっぽわくわく感謝市・親子市場見学会の実施）					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)	内訳 (千円)	②事業費 (千円)	③人件費 (千円)			④単位当たりの行政コスト (資料4水戸市公設地方卸売市場事業会計収支実績のとおり) 単位：円
					平均給与 (千円)	人役 (%)	
H 21 決算	578,665	国県支出身金	515,370	63,295			54.02
		市債		行政	59,395	8,485	
		その他		技労	0		
		一般財源		嘱託	3,900	1,500	
		繰越金		臨時	0	260	
H 22 決算	571,137	国県支出身金	507,842	63,295			8.16
		市債		行政	59,395	8,485	
		その他		技労	0		
		一般財源		嘱託	3,900	1,500	
		繰越金		臨時	0	260	
H 23 決算	535,978	国県支出身金	470,703	65,275			6.49
		市債		行政	59,563	8,509	
		その他		技労	0		
		一般財源		嘱託	5,712	2,197	
		繰越金		臨時	0	260	
H 24 決算	542,422	国県支出身金	485,380	57,042			-2.76
		市債		行政	50,208	8,368	
		その他		技労	0		
		一般財源		嘱託	5,712	2,197	
		繰越金		臨時	1,122	1,870	
H 25 決算	582,151	国県支出身金	525,444	56,707			-79.17
		市債		行政	49,836	8,306	
		その他		技労	0		
		一般財源		嘱託	5,743	2,209	
		繰越金		臨時	1,128	1,880	
H 26 決算	661,170	国県支出身金	597,095	64,075			-18.96
		市債		行政	58,142	8,306	
		その他		技労	0		
		一般財源		嘱託	5,933	2,282	
		繰越金		臨時	0	260	
H 27 決算	507,382	国県支出身金	440,991	66,391			-418.20
		市債		行政	60,375	8,625	
		その他		技労	0		
		一般財源		嘱託	6,016	2,314	
		繰越金		臨時	0	260	

H 28 予算	664,703	国庫支出金	0	598,222	66,481			
		市債	0		行政	60,459	8,637	
		その他	628,981		技労	0		
		一般財源	0		嘱託	6,022	2,316	
		繰越金	35,722		臨時	0		

⑤コスト削減の取組

- 1 市場内道路の街灯を水銀灯(400W)からナトリウム灯(180W)へ交換した。
- 2 ゴミの不法投棄の監視を強化し、ゴミ処理費用の低減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	水戸市公設地方卸売市場条例で市場設置の目的を規定している。	
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	市民の安定した食生活を確保するための流通の拠点である。	
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	毎日、買受人・買出人が県内各地から来場している。	
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業		
合計			評価結果	A
3	点			

有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標		
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	多種多様な食材が揃っている。	
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標		
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	市民全体が対象者となる。	
○	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	他市場に比べ施設整備が進んでいる。	
合計			評価結果	A
3	点			

効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト		
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	省エネ・ごみ減量化対策を推進している。	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。(又は、市が実施を義務付けられている。)	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	様々な事態に即座に対応できる体制をとっている。	
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	青果物、水産物、花きを単独で取り扱う市場ではない。	
○	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト		
合計			評価結果	A
4	点			

イ評価結果

①今後の方向性	1	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針
1 現状のまま継続		
2 見直しの上で継続		
ア 主体を代える（実施主体を代える）		
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）		
ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）		
エ 簡素化する（規模を縮小する）		
オ 統合する（類似事業を統合する）		
3 休止、廃止		

②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）

（2）2次評価（外部評価）※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

安全・安心の食を供給・提供する場所である本施設の必要性は非常に大きいものであるが、店舗数が減り、職員数が多く感じることもあり、加入業者など民間への委託を検討するべきである。そのため、「現状のまま継続」ではなく、「見直しの上で継続（手段を改善する）」とする。

なお、現在の加入業者に対して委託を検討する場合は、管理団体の十分な育成を図ることとする。

（3）3次評価（総合評価）※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

公設地方卸売市場は、生鮮食品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、安全・安心な食の供給を担うための施設である。

行政評価委員会から「加入業者など民間への委託を検討」という意見が出されていること、また、他市においても、指定管理者制度の導入により、民間ノウハウを生かしたサービスの向上、管理運営費の削減等の効果が見られることから、管理運営手法について、検討を行う必要があると考えられる。

そのため、市民サービスの維持・向上及び効率的な運営に向け、指定管理者制度の導入の検討を進めることとし、「見直しの上で継続（手段を改善する）」とする。

なお、検討を進めるに当たっては、公設地方卸売市場の役割と責任を踏まえ、円滑な運営を行うことのできる管理団体の十分な育成を図ることとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度の導入に関して、市場内事業者と協議、検討を行うとともに、指定管理者制度を導入している自治体の状況を調査し、本市における制度導入のメリット・デメリットなどの検討を進め、方針を整理する。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

指定管理者制度を導入している市場の状況を調査した結果、全国公設地方卸売市場協議会加入72市場中15市場が指定管理者制度を導入し、中央卸売市場（71市場）では1市場が導入している。

指定管理者制度導入市場の業務については各市場様々で、市職員が常駐しているところもあれば、常駐していないところもある。

今後は、地方卸売市場では松本市場、富山市場、甲府市場、中央卸売市場では大阪府市場など比較的取扱高の多い市場を更に詳しく調査し、水戸市場が指定管理者制度を導入した時のメリット、デメリットを当該市場の現地視察を含めて精査する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

市場の管理運営については、昨年度の評価を受け、指定管理者制度の導入の検討を改善目標として掲げている。

これについては、既に指定管理者制度を導入している自治体に対して調査を行ったが、制度導入の効果検証は未実施であり、また、受け皿として期待される市場内事業者との協議・検討も進んでいない。

このようなことから、さらなる改善を進めるものとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、現在においても、一定の効率化が図られていることが認められるものの、今後の消費税増税に伴う影響について十分な考察を進めるとともに、利用者アンケート等による課題の把握に努める必要がある。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

市場の管理運営については、1年目改善目標として、指定管理者制度の導入の検討を行うこととしている。

これについては、既に指定管理者制度を導入している自治体に対して調査を行ったところであるが、制度導入の効果検証は未実施であるため、検討を進める必要がある。

また、受け皿として期待される市場内事業者との協議・検討も進んでいないため、事業者への働きかけを行う必要がある。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、アンケート等により市場内事業者のニーズの把握にも努めることとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度導入に向けた効果検証を行い、市場内事業者との協議・検討を進める。 また、さらなる利便性向上に向け、市場内事業者のニーズ把握に努める。
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

指定管理者制度を導入している市場への視察のほか、市場内事業者との協議を行ったところである。今後は、指定管理者制度導入に向けた効果検証を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

市場の管理運営については、2年目評価を受け、指定管理者制度の導入に向けた効果検証を行い、市場内事業者のニーズの把握を改善目標として掲げているところである。

このうち、指定管理者制度を導入している自治体への視察を行ったが、制度導入の効果検証及び市場内事業者との協議についてさらに進める必要があることから、さらなる改善を進めるものとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、指定管理者制度の検討に当たっては、指定管理者制度の導入の課題だけでなく、効果についても検討するべきである。併せて、黒字が多いなど現在の経営状況を踏まえたうえで、今後の方針を検討するべきであり、来年度、当委員会に効果検証結果を報告願いたい。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

市場の管理運営については、指定管理者制度の導入に向けた効果検証を行い、市場内事業者のニーズの把握を2年目改善目標としている。

このうち、指定管理者制度を導入している自治体への視察を行ったが、制度導入の効果検証及び市場内事業者との協議をさらに進める必要がある。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

9 3年目改善目標（3年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度導入に向けて、制度導入の効果検証を行うとともに、市場内事業者との協議・検討を行う。
-----------------------	--

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価（内部評価）

○見直しの状況など事務事業の現況

指定管理者制度の効果検証については、平成26年度及び27年度の2回、他団体事例調査を実施し、メリット、デメリットについての検討を行った。

市場内事業者との協議・検討については、平成26年度に任意団体である市場協力会と勉強会を開催したところであり、引き続き勉強会を開催し、導入の可能性・方向性について協議を進める。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

市場の管理運営については、3年目評価を受け、指定管理者制度導入に向けて、制度導入の効果検証と市場内事業者との協議・検討を改善目標として掲げているところである。

このうち、制度導入の効果検証については、他団体の事例調査は実施しているが、メリット・デメリットについてまとめているところである。また、市場内業者との協議・検討については、指定管理者制度の導入の可能性・方向性の決定に向け、今後も市場協力会との勉強会において協議が必要であることから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

市場の管理運営については、指定管理者制度導入に向けて、制度導入の効果検証と市場内事業者との協議・検討を3年目改善目標としている。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、制度導入の効果検証については、他団体の事例調査は実施しているが、メリット・デメリットについてまとめているところである。また、市場内業者との協議・検討については、指定管理者制度の導入の可能性・方向性の決定に向け、今後も市場協力会との勉強会において協議が必要である。

このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

11 4年目改善目標（4年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	指定管理者制度導入に向けて、制度導入の効果検証を行うとともに、市場内事業者との協議・検討を行う。
-----------------------	--

12 5年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

市場協力会において、指定管理者制度に関する勉強会を実施し、指定管理者制度の導入効果の検討のほか、今後の市場のあり方等について検討を行った。

なお、勉強会は、これまでに市場協力会と市で3回、協力会で1回開催している。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

13 5年目改善目標(5年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	少年自然の家管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	教育部生涯学習課
第5次総合計画上の施策項目	コード	事業の根拠法令等	
大項目	次代を担う人材を育むまちづくり	4	種類 1. 法令 ②. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 2
中項目	生涯学習・教育の充実	1	
小項目	青少年の健全育成	3	名称 水戸市少年自然の家条例及び同施行規則

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	50 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度		
③事業の概要 自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的に事業を行っている。少年自然の家では、利用者を受け入れてその活動を支援する「受け入れ事業」と少年自然の家が自ら事業を企画する「主催事業」を実施し、豊かな自然環境を生かした体験活動の場や活動プログラムを提供している。 平成24年に県が策定した青少年の健やかな成長に向けた方策についての中で青少年の体験及び体験活動の重要性がうたわれている。						
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 幼児・児童生徒、少年団体等を対象に、少年の集団宿泊訓練、野外活動、少年団体の育成および指導等を行う。						
対象を表す数値 平成24年度 利用延べ人数 14,481人						
【理想像】どのような状態にしたいのか。 ・大規模改修を行い、利用者が安全に利用できる施設とする。 ・小・中学校の宿泊学習等の利用実績の増加 ・市内外を合わせて利用者数の増加						
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)						
成果指標 1						
指標	少年自然の家利用者数延べ 人数	説明	少年自然の家の利用者の日数×人数の累積数			
成果指標 2						
指標	市内及び市外の利用のあつた小・中学校数	説明	宿泊学習として利用のあつた小・中学校数			
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・小・中学校の宿泊学習を前年度に優先的に受付する。 ・市内各小・中学校へ訪問説明や校長会などで宿泊学習先として活用してもらえるようPRを行う。 ・市内の少年団などの青年団体等にPRを行う。						
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ・小・中学生の教育活動や体験活動を経験する場所や機会が必要。 ・少年の団体の活動場所や機会が必要。						
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 ・市内小・中学校が水戸市の施設・山根地区において宿泊体験を実施することに意義があるため。 ・郷土愛を醸成するために必要であるため。						
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) ・水戸市には、類似する宿泊施設はなし。 ・県立施設で類似施設あり。(白浜少年自然の家等)						
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 ・料金体系の変更(値上げ)が予想され、小・中学校の利用率が落ちる恐れがある。 ・宿泊業が主になり、収益につながらない生涯学習事業がおろそかになる恐れがある。						

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 少年自然の家利用者数延べ人 数 (人)			成果指標2 市内及び市外の利用のあった 小・中学校数 (件)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
22年度	8,000	7,409	92.6125	未設定	4	—
23年度	9,000	9,848	109.4222	未設定	8	—
24年度	10,000	14,481	144.81	10	23	230
25年度	11,000	14,408	130.9818	15	31	206.6667
26年度	12,000	15,750	131.25	20	36	180
27年度	12,000	4,390	36.58333	5	11	220
28年度						
①目標値の根拠	24年度以降は10%増の目標を設定。			24年度以降は5校ずつ増加させる目標を設定。		
②数値で表せない効果						

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)	内訳 (千円)	②事業費 (千円)	③人件費 (千円)		④単位当たりの行政コスト (①行政コスト / 成果指標1 実績)
					平均給与 (千円)	
H 22 決算	36,252	国県支出金	13,612	22,640		4,893
		市債		行政 16,715	8,485	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 3,375	1,500	
				臨時 2,550	1,700	
H 23 決算	47,531	国県支出金	16,126	31,405		4,826
		市債		行政 25,527	8,509	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 4,943	2,197	
				臨時 935	1,870	
H 24 決算	41,558	国県支出金	17,325	24,233		2,870
		市債		行政 16,485	8,368	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 4,943	2,197	
				臨時 2,805	1,870	
H 25 決算	39,404	国県支出金	15,002	24,402		2,735
		市債		行政 16,612	8,306	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 4,970	2,209	
				臨時 2,820	1,880	
H 26 決算	45,007	国県支出金	14,676	30,331		2,858
		市債		行政 24,254	8,306	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 5,135	2,282	
				臨時 942	1,883	
H 27 決算	17,740	国県支出金	5,457	12,283		4,041
		市債		行政 8,625	8,625	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 1,736	2,314	
				臨時 1,922	1,922	
H 28 予算	20,757	国県支出金	3,483	17,274		100
		市債		行政 17,274	8,637	
		その他		技労 0		
		一般財源		嘱託 0		
				臨時 0	0	

⑤コスト削減の取組

使用しない施設や必要以上の電気は節約している。
職員の勤務形態を工夫して事業を進めている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

	必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	水戸市少年自然の家条例及び同施行規則により事業を実施してきた。	
	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性		
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	宿泊学習等学校教育においても貴重な体験学習の機会となっている。また子ども会等でも、体験する場の提供は求められている。	
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業		
合計			評価結果	B
2 点				

	有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	○ ①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	成果指標2は、開所した昭和50年度からの数字がある。	
事務事業の評価	○ ②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標		
	○ ③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標		
	○ ④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	水戸市内の小中学校の児童生徒を対象としている。	
	○ ⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	水戸市少年自然の家利用促進方策に基づき実施する。	
	合計		評価結果	A
4 点				

	効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト		
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	使用しない施設や必要以上の電気は節約している。 職員の勤務形態を工夫して事業を進めている。	
○	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	料金を上げると小中学校の教育活動の利用に支障が出る	
○	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	市において宿泊施設は他ない。H23は、避難所として6ヶ月利用した。	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト		
合計			評価結果	A
3 点				

イ評価結果

①今後の方向性 2 ⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針 イ,ウ

1 現状のまま継続

2 見直しの上で継続

- ア 主体を代える（実施主体を代える）
- イ 手段を改善する（実施の手段を代える）
- ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）
- エ 簡素化する（規模を縮小する）
- オ 統合する（類似事業を統合する）

3 休止、廃止

②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）

水戸市少年自然の家の利用促進方策に基づき、活動プログラムの開発を行い、また、学校等と連携しながら事業を継続する。

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

本施設がその役割を果たしていくためには、魅力的な事業の品揃えと高度な安全性の確保が必要不可欠であり、水戸市少年自然の家の利用促進方策に基づく見直しなどの取組を引き続き進めていく必要がある。そのため、1次評価の「見直しの上で継続（手段を改善する。効率化を図る。）」は妥当である。

今後、県内の同様の施設等との競合も考えられることから、独自の強みを生かし、他にない当施設の差別優位性を明確にすべきである。そのためには、NPOや近隣施設等の外部の知恵や力を借りることが有効であると考えられる。

また、安全衛生管理など管理監督機能の強化を図るとともに、使用頻度の低い遊休施設・設備の有効活用など、市民サービスの向上と効率性の両立化に資するような手法を検討し、経営能力の向上を進めるべきである。

なお、担当課では少年以外までターゲットを広げようとしているが、本来の機能・役割を見失い、魅力や強みを低下させたり、コスト増につながるおそれがある。本来の役割にターゲットとコンセプトを絞り込み、青少年の社会性、自立心、道徳心の育成を深く追求するべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

少年自然の家は、自然環境の中で行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的とした施設である。

施設の利用者が減少していることから、今後の施設整備の検討と合わせ、魅力的な事業の展開による集客力の向上と安全性を高める管理運営機能の強化を図ることとし、「見直しの上で継続（手段を改善する。）」とする。

なお、検討に当たっては、山根小学校跡地の利活用及び森林公園等との連携による地域活性化の視点を持って、他市の施設にない当施設の強みや目指すべき方向性を明確にするとともに、施設・設備の有効活用について配慮することとする。

また、行革プラン2010において民間活力の活用を検討する施設としているため、施設整備の方針決定後に、指定管理者制度や業務委託など、幅広い民間活力の活用について、検討を進めることとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	設置目的である青少年の健全育成に向けた新規プログラム開発と平日における宿泊学習の利用者数及び冬季(閑散期)における子ども会等の利用促進を図る。 また、他市の施設にない当施設の強みや目指すべき方向性を明確化するとともに、施設・設備の有効活用について検討する。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

少年自然の家の設立の趣旨を踏まえ、教職員の会議やPTA・子ども会の指導者研修などについて積極的な誘致に努めるなど利用促進に努めてきた。その結果、小中学校の利用と合わせて、利用者は順調に増加している。また、専用ブログを3月に開設するなど、積極的な情報発信に努めるとともに、同時に複数団体の対応をすること、新規活動プログラムの開発協力(ペットボトルロケット等)などに、専門的な知識(社会教育主事)を持つボランティアに協力をお願いして、施設運営の活性化を図っている。

今年度は、耐震診断の実施があり、その結果を踏まえた施設整備方針も定め、その後に方針を踏まえた民間活力活用の検討をする必要がある。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

少年自然の家の管理運営については、昨年度の評価を受け、利用促進、施設の強みや目指すべき方向性の明確化、施設・設備の有効活用の検討、民間活力活用による管理運営手法の検討を改善目標として掲げているところである。

このうち、利用促進については、青少年の健全育成に向けた新規プログラムの開発を実施したほか、学校やPTA、子ども会の誘致に努め、また、教育経験者のボランティア支援を得るなど効率的・効果的な運営に取り組んでいる。

しかし、施設の強みや目指すべき方向性の明確化が十分整理されていないほか、施設・設備の有効活用の検討や、民間活力活用の検討についても進んでいない。

このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、今後は、施設の目指すべき方向性やコンセプトを早期に明確化したうえで、新規プログラムの開発に取り組むとともに、民間活力活用については、市が教育機関として担うべきソフト面と、施設運営というハード面を分けて検討する必要がある。また、改善が実施できない理由を安易に人員不足とすることなく、他の成功事例等を分析し、民間のノウハウを活用したプロモーションを実施するなどの工夫を行うべきである。

さらに、施設利用効果については、具体的な事例や客観的な数値で説明ができるようにすべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

少年自然の家の管理運営については、1年目改善目標として、利用促進、施設の強みや目指すべき方向性の明確化、施設・設備の有効活用の検討、民間活力活用による管理運営手法の検討を行うこととしている。

このうち、利用促進については、青少年の健全育成に向けた新規プログラムの開発を実施したほか、学校やPTA、子ども会の誘致に努め、また、教育経験者のボランティア支援を得るなど効率的・効果的な運営に取り組んでいる。

施設を再整備する方向で検討を進めている中において、施設の強み、目指すべき方向性の明確化、施設設備の有効活用、さらには、民間活力の活用について今後も検討を進める必要がある。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、施設運営に当たっては、他の成功事例等の分析や民間のノウハウを活用したプロモーションの検討を行うこととする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力を再検証するとともに、施設設備の有効活用や民間活力の活用について検討を進める。それらを踏まえ、少年の健全育成を目的とする教育施設として、新たな利用者層を拡大するための新規プログラムの開発や施設設備の充実に向けた施設整備方針を定め、「水戸市少年自然の家再整備方針」を策定する。 また、施設再整備までの間についても、引き続き、他の成功事例や広報手法を研究し、それらのノウハウを活用して少年自然の家の魅力を効果的にプロモーションすることで、より一層の利用促進を図るとともに、多くの子ども達に様々な体験活動を提供できるように努める。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

現在、大学との連携事業を活用し、特色ある主催事業及び活動プログラムの開発について、常磐大学が協力を受諾した。今後は、NPO法人や企業等との連携についても検討する。

また、本年度の秋には、山根地区の生徒が在籍する双葉台中学校の事業である「収穫祭」を少年自然の家で開催することになった。これにより、学校関係者だけでなく、地域住民との交流の場を設けるなど、地域との連携についても検討を進め、ソフトの充実を図っていく。

利用の多くは小中学校であるため、本年度から、夏休みを利用して、教員を対象にした宿泊学習の研修を開催することにより、自然体験活動の意義や手法を習得させると共に、児童生徒の生きる力を育むために有効な活動内容を検証する場とする。

これらを踏まえた事業の充実が図れるよう、総合的観点から施設設備の有効活用についての方針を策定し、再整備を進める。

再整備後の施設の有効的な運用方法や立地資源を生かした特色あるソフトの開発については、上記のことを取込みながら、現在の利用促進方策を見直した、新たな利用促進方策を策定する上で一層の充実を図る。

また、本年度に県内の類似施設を訪問し、ノウハウの研究をしてきたが、引き続き近隣県の成功例や運用方法の取得に努める。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

少年自然の家の管理運営については、2年目評価を受け、少年自然の家の特色や魅力の再検証や施設整備の有効活用の検討、民間活力の活用の検討、新規プログラムの開発、水戸市少年自然の家再整備方針の策定、効果的なプロモーション、子ども達に様々な体験活動を提供することを改善目標として掲げているところである。

このうち、今秋に収穫祭の開催を予定するなど子ども達への体験活動の場の提供にも努めており、この点については評価終了とする。

しかし、新規プログラムの開発については、常磐大学と共同開発をしているところであり、また、少年自然の家の特色や魅力の再検証、施設設備の有効活用の検討、民間活力活用の検討、水戸市少年自然の家再整備方針の策定、効果的なプロモーションについては進んでいないことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、施設の目指すべき方向性を早期に明確化するべきである。民間活力活用についても、市が教育機関として担うべきソフト面と、施設運営というハード面を分けて検討する必要がある。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

少年自然の家の管理運営については、少年自然の家の特色や魅力の再検証や施設整備の有効活用の検討、民間活力の活用の検討、新規プログラムの開発、水戸市少年自然の家再整備方針の策定、効果的なプロモーション、子ども達に様々な体験活動を提供することを2年目改善目標としている。

このうち、収穫祭の開催するなど子ども達への体験活動の場の提供にも努めるほか、水戸市少年自然の家再整備方針を策定しており、この点については評価終了とする。

しかし、新規プログラムの開発については、常磐大学と共同開発をしているところであり、また、少年自然の家の特色や魅力の再検証、施設設備の有効活用の検討、民間活力活用の検討、効果的なプロモーションについては進んでいないことから、検討が必要である。

このようなことから、次年度も評価を継続することとする。

なお、施設の目指すべき方向性を早期に明確化するとともに、民間活力活用についても、市が教育機関として担うべきソフト面と、施設運営というハード面を分けて検討することとする。

9 3年目改善目標(3年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成27年度策定予定の「利用促進方策(第2期)」の策定に併せて、地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力を再検証するとともに、施設設備の有効活用、民間活力の活用、大学等とのプログラムの共同開発などソフト事業の充実及び効果的なプロモーション手法についての検討を行う。
-----------------------	--

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

施設は、宿泊棟及び管理棟の耐震補強や設備工事、食堂棟の改築等、平成27年度から平成28年度の期間中に大規模改造事業を実施するため、工事期間中は閉鎖する。この間、リニューアルに向けて、新規プログラムの開発を常磐大学との共同開発により取り組んでおり、今後は、企業やNPO法人等との連携を進めるとともに、少年自然の家の特色や魅力を生かすため、地域のにぎわい創出等も視野に入れた地域との連携事業を検討する。さらに、元教員等によるボランティア支援の拡充や自然体験活動指導できる専門的知識を有する人材の確保についての検討を進める。

また、民間のノウハウを活用したプロモーション等の検討については、県内の類似施設を所管している自治体に対し、調査を実施しているところである。

これらを踏まえ、府内や関係機関と十分な協議・調整を進め、ソフト・ハードの両面から施設の有効活用や民間活力の活用方法について、利用促進方策(第2次)を策定するうえで自然の家のこれからの方針等を明確にしていく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

少年自然の家の管理運営については、3年目評価を受け、平成27年度策定予定の「利用促進方策(第2期)」の策定に併せて、地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力の再検証、施設設備の有効活用、民間活力の活用、大学等とのプログラムの共同開発などソフト事業の充実及び効果的なプロモーション手法についての検討を改善目標として掲げているところである。

この施設はリニューアルするため、平成27年度から平成28年度までの期間に大規模改造を実施するため閉鎖している。これらの改善目標については、現在策定中の「第二次水戸市少年自然の家利用促進方策」の中で検討を進めることとし、未実施であることから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

少年自然の家の管理運営については、平成27年度策定予定の「利用促進方策(第2期)」の策定に併せて、地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力の再検証、施設設備の有効活用、民間活力の活用、大学等とのプログラムの共同開発などソフト事業の充実及び効果的なプロモーション手法についての検討を3年目改善目標としている。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、この施設はリニューアルするため、平成27年度から平成28年度まで閉鎖しており、これらの改善目標については、現在策定中の「第二次水戸市少年自然の家利用促進方策」の中で検討を進めることとする。

このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

11 4年目改善目標(4年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力の再検証、施設設備の有効活用及び民間活力の活用については、「第二次水戸市少年自然の家利用促進方策」の策定に併せて検討を行う。 大学等とのプログラムの共同開発などソフト事業の充実及び効果的なプロモーション手法については、個別に検討を行う。
-----------------------	---

12 5年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

昨年度から管理棟、宿泊棟、食堂棟を閉鎖し、耐震補強及び大規模改造工事を実施している。さらに年度内に多目的ホール、創作のやかた、飯ごう場の改修工事も行うなど、平成29年4月には、ほぼ全ての施設がリニューアルされる予定である。

来年度のオープンに向けて、今年度から教員経験を有する社会教育主事を配置することにより、常磐大学、NPO法人、企業といった民間との連携を強化し、学校教育に関する知見の活用や主たる利用者である児童生徒、教員にとって利用しやすい機能的な施設、魅力的なプログラムの開発を進めているところである。

今後、新たな施設や設備の有効活用に加えて、地域特性や立地資源など、少年自然の家の特色や魅力、効果的なプロモーション手段など、施設の一層の利用促進に向けた施策の推進を図る必要があることから、民間活力活用の検討も含め、利用促進方策（第2次）の策定を進めながら、取組の方向性を示していくこととしている。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

13 5年目改善目標(5年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	保育所管理運営事務	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	教育部幼児教育課 神長 303-6783
第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	思いやり、助け合い、安らぎの心を育むまちづくり	3	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項
中項目	ともに支えあう福祉社会の実現	1	4. 計画等 5. 特になし 1, 4
小項目	子育て支援の充実	1	名称 児童福祉法第39条、第51条第3項/水戸市次世代育成支援対策行動計画

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S28 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度
③事業の概要 保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的として、市立保育所を設置、運営する。				
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 保育を必要とする乳幼児（0～5歳児）				
対象を表す数値 市立保育所在籍数 965人(平成24年4月1日現在) 【理想像】どのような状態にしたいのか。 引き続き児童福祉法の趣旨に沿って保育所運営を行う。				
⑥成果指標（市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。）				
成果指標 1 指標 市立保育所入所児童数 説明 平成28年4月1日現在における入所児童数 923人				
成果指標 2 指標 待機児童の数 説明 平成28年4月1日現在における待機児童数 123人				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・民間保育所の整備促進 ・地域型保育事業の拡充				
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 子育て世代の支援のため、民間認可保育所等の整備促進による入所定員増を図り、保育所待機児童を解消する必要がある。				
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 ・保育を必要とする乳幼児に良好な保育環境を与え、心身の健全な発達に寄与する。 ・保護者の就労等を支援し、社会経済活動の向上に寄与する。				
⑨類似事業（民間における類似事業、市が実施している類似事業） 民間認可保育園における保育 ※公立私立にかかわらず、児童福祉法に基づき実施し、入所措置は市が行う。				
⑩民間・NPOが実施した場合の効率性についての考察 ・民間保育所の施設整備に当たっては、国県の補助制度がある。市立には直接的な補助制度がない。 ・運営費について、民間保育園については平成27年4月子ども・子育て支援新制度の施行により、国・県補助制度から施設型給付に移行した。市立保育所の運営費は、平成16年度から一般財源化されている。				

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標1 市立保育所入所児童数 (人)			成果指標2 待機児童の数 (公立・民間含む) (人)		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度	960	971	101.14583	0	140	—
22 年度	960	1,006	104.79167	0	69	—
23 年度	960	991	103.22917	0	39	—
24 年度	980	977	99.693878	0	88	—
25 年度	980	993	101.32653	0	91	—
26 年度	1,000	1,027	102.7000	0	116	—
27 年度	1,000	965	96.5000	0	158	—
28 年度	1,000			0		—
①目標値の根拠	市立保育所の定員			待機児童の解消		
②数値で表せない効果	保育所入所児童の心身の健全な発達					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)	内訳 (千円)	②事業費 (千円)	③人件費 (千円)		④単位当たりの行政コスト (①行政コスト / 成果指標1 実績) (円)
				平均給与 (千円)	人役 (%)	
H 21 決算	139,728	国県支出金	863	139,728	0	143,901
		市債			行政 0	
		その他	299,467		技労 0	
		一般財源	969,160		嘱託 0	
					臨時 0	
H 22 決算	1,287,962	国県支出金	86,316	146,842	1,141,120	1,280,280
		市債	5,200		行政 840,015	
		その他	313,420		技労 109,905	
		一般財源	1,002,059		嘱託 147,000	
					臨時 44,200	
H 23 決算	1,405,898	国県支出金	142,849	180,675	1,225,223	1,418,666
		市債	126,900		行政 842,391	
		その他	315,849		技労 105,070	
		一般財源	1,085,460		嘱託 232,882	
					臨時 44,880	
H 24 決算	1,416,404	国県支出金	38,323	164,705	1,251,699	1,449,748
		市債			行政 828,432	
		その他	333,288		技労 105,070	
		一般財源	1,030,856		嘱託 265,837	
					臨時 52,360	
H 25 決算	1,406,883	国県支出金	31,184	178,483	1,228,400	1,416,801
		市債			行政 830,600	
		その他	380,480		技労 102,076	
		一般財源	984,176		嘱託 256,244	
					臨時 39,480	
H 26 決算	1,432,409	国県支出金	23,778	187,060	1,245,349	1,394,751
		市債			行政 838,906	
		その他	400,993		技労 102,076	
		一般財源	995,415		嘱託 276,122	
					臨時 28,245	
H 27 決算	1,452,253	国県支出金	23,736	169,712	1,282,541	1,504,925
		市債			行政 862,500	
		その他			技労 103,883	
		一般財源	1,428,517		嘱託 289,250	
					臨時 26,908	

H 28 予算		国県支出金	20,576	178,706	1,241,930			
		市債			行政 820,515	8,637	9,500	
		その他	375,868		技労 100,724	7,748	1,300	
		一般財源	1,024,192		嘱託 291,816	2,316	12,600	
					臨時 28,875	1,925	1,500	

⑤コスト削減の取組

市立保育所において嘱託職員の活用による人件費の縮減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために、市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○		②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	保育にかける乳幼児の保育が求められている。
○		③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	同上
○		④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	保育所待機児童の解消が求められている。
		⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
合計			評価結果	A
	3 点			

有効性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
		②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	
○		③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	新たに民間保育所が設置された。
○		④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	入所措置の公平性を確保している。
○		⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	民間保育所の整備促進による待機児童解消施策を推進している。
合計			評価結果	A
	3 点			

効率性		各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
		①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○		②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑥コスト削減の取組	市立保育所において嘱託職員の活用による人件費の縮減を図っている。
		③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
		④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
		⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計			評価結果	B
	1 点			

イ評価結果

①今後の方向性	2	⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針	イ
1 現状のまま継続			
2 見直しの上で継続			
ア 主体を代える（実施主体を代える）			
イ 手段を改善する（実施の手段を代える）			
ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる）			
エ 簡素化する（規模を縮小する）			
オ 統合する（類似事業を統合する）			
3 休止、廃止			
②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）			
民間活力の活用を視野に入れながら、待機児童の解消に向け、幼稚園、保育所全体で適正規模、適正配置の検討を行う。			

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

非常に市民ニーズが高い施設であるため、待機児童数が多くなっており、民間活力の活用を視野に入れながら、適正規模、適正配置の検討などの待機児童の解消に向けた取組を早急に進める必要がある。そのため、1次評価の「見直しの上で継続（手段を改善する）」は妥当である。

ただし、見直しを進めるに当たっては、保育所の設置について、公から民への流れがある中で、今後、市立保育所が積極的に担っていくべき機能を十分に精査し、例えば、障害児対応に重きをおくなど、民との役割分担を図っていくべきである。

さらには、医療機関、保健センター（保健所）、児童相談所、幼稚園、小学校、主任児童委員等との連携の下、情報の共有化等の重層的なネットワーク作成の主体となることも検討すべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

保育所は、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育するための施設である。

現在、保育所に入所できない待機児童が多数いることが、本市の大きな課題となっている。

そのため、定員充足率が減少している幼稚園と合わせて適正規模・適正配置の検討を行うとともに、民間保育所の活用についても検討を行うこととする。また、他市においては、民営化や指定管理者の導入事例があり、管理運営手法についても検討を行う必要があることから、「見直しの上で継続（手段を改善する）」とする。

なお、検討に当たっては、民間保育所との役割分担についても十分に精査し、市立保育所が担っていく役割や機能を整理することとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	幼稚園・保育所の適正配置に係る基礎調査を行い、より詳細な現状把握に努めるとともに、国の動向を把握しながら、保育所入所待機児童の解消をはじめ、公立保育所と民間保育所との役割分担、保育所及び幼稚園の適正規模、配置のあり方など、多方面からの検討を行い、平成25年度中の適正配置方針の決定を目指す。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。 なお、施設の耐震化については、平成26年度末までの完了目標に向けた整備を進める。
-----------------------	--

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価（内部評価）

○見直しの状況など事務事業の現況

平成25年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。また、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の施行に先がけ、国の施策として示された待機児童解消加速化プランを本市に見合った内容で積極的に取り入れていく。さらに質の高い保育・教育環境の整備についても、重要項目の一つとされているため、幼稚園と併行し、認定こども園のあり方について整理を行っている。昨年度指摘のあった民営化や指定管理者の導入については、国の動向を見ながら検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画に位置づけを図っていく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

保育所の管理運営については、昨年度の評価を受け、適正配置方針の検討及び決定、民間活力による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査は実施しているところであるが、国及び県の動向を踏まえた対応が必要であるとし、決定には至っていない。

また、民間活力活用による管理運営手法の検討についても、国の動向を踏まえる必要があるとして未実施であり、また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して進めている段階である。

このようなことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、民間保育所の定員増員を図っていることは評価するが、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を図る必要があることから、改善については、早急な取組を進めるべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

保育所の管理運営については、1年目改善目標として、適正配置方針の検討及び決定、民間活力活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を行うこととしている。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査を実施しているところであり、国及び県の動向を踏まえながら方針の決定をする必要がある。

また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して推進しているが、民間活力活用による管理運営手法の検討については、早期の検討が必要である。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を早急に進めることとする。

7 2年目改善目標（2年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。 施設の耐震化については、平成26年度の完了を目指す。 なお、待機児童解消加速化プランを活用した民間保育所の整備とともに、グループ型小規模保育事業など市独自施策を推進し、保育所待機児童の解消を図る。
-----------------------	---

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

平成26年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。施設の耐震化については、平成26年度2箇所実施し、完了する見込みである。待機児童解消加速化プランを活用し、昨年度2か所の民間保育所整備等により200人の定員増を図った。平成26年度は民間保育所の整備とともに、グループ型小規模保育事業により15人の乳幼児を保育できる施設の整備を図ることで、保育所待機児童の解消を図る。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

保育所の管理運営については、2年目評価を受け、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了、待機児童解消プランを活用した民間保育所の整備、グループ型小規模保育事業など市独自政策の推進を改善目標として掲げているところである。

このうち、施設の耐震化は、今年度の完了を予定している。

また、待機児童解消プランを活用した保育所整備により、昨年度に200名の定員増を図ったほか、今年度は、グループ型小規模保育事業として、15名の乳幼児を保育できる施設を整備予定であり、この点については評価終了とする。

しかし、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、潜在的なニーズの把握をするなど、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を図る必要がある。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

保育所の管理運営については、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了、待機児童解消プランを活用した民間保育所の整備、グループ型小規模保育事業など市独自政策の推進を2年目改善目標としている。

このうち、施設の耐震化は、今年度の完了を予定している。

また、待機児童解消プランを活用した保育所整備により定員増を図ったほか、今年度は、グループ型小規模保育対応の施設を整備予定であり、この点については評価終了とする。

しかし、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であるため検討が必要である。

このようなことから、次年度も評価を継続するものとする。

なお、潜在的なニーズの把握をするなど、今後も待機児童解消に向けた一層の取組を図ることとする。

9 3年目改善目標（3年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成27年度策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。また、潜在的なニーズの把握に努め、待機児童解消に向けた一層の取組を推進する。
-----------------------	--

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価（内部評価）

○見直しの状況など事務事業の現況

平成27年度に策定する「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の中で、幼稚園・保育所の認定こども園への移行、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。また、水戸市子ども・子育て支援事業計画みと・すくすくプランに基づき、待機児童解消に向けた保育環境の整備を推進する。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

保育所の管理運営については、3年目評価を受け、「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を行うとともに、潜在的なニーズの把握に努め、待機児童解消に向けた一層の取組を推進することを改善目標として掲げているところである。

潜在的なニーズの把握については、保護者に対してアンケート調査を実施しており、調査結果を「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」に反映させていくことから評価終了とする。

しかし、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、平成27年度に策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の中で位置付けることとして未実施であることから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

保育所の管理運営については、「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を行うとともに、潜在的なニーズの把握に努め、待機児童解消に向けた一層の取組を推進することを3年目改善目標としている。

潜在的なニーズの把握については、保護者に対してアンケート調査を実施しており、調査結果を「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」に反映させていくこととしていることから評価終了する。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、平成27年度に策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の中で位置付けることとする。

このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

11 4年目改善目標（4年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）を策定する中で、民間活力活用による管理運営手法の検討を位置づけるとともに、適正配置方針を決定する。
-----------------------	---

12 5年目評価(進行管理)

(1) 1次評価（内部評価）

○見直しの状況など事務事業の現況

現在、「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」については、平成27年度に、基本方針を定めたところであり、平成28年度内の策定に向けて作業を進めている。

民間活力による管理運営手法や適正規模・適正配置については、「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」を策定していく中で、方針等も検討していく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

13 5年目改善目標（5年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	
-----------------------	--

行政評価調書

事務事業名	幼稚園管理運営事業	評価初年度	平成 24 年度
		担当部署名	教育部幼児教育課 神長 303-6783

第5次総合計画上の施策項目		コード	事業の根拠法令等
大項目	次代を担う人材を育むまちづくり	4	種類 1. 法令 2. 条例・規則 3. 要項 4. 計画等 5. 特になし 名称 学校教育法/水戸市立小、中学校及び幼稚園設置条例/水戸市幼児教育振興基本計画
中項目	生涯学習・教育の充実	1	
小項目	学校教育の充実	2	

1 事業の概要、目標

①事業の開始時期	S24 年度	②事業の完了予定の有無（有／無）	無	年度		
③事業の概要 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、市立幼稚園を設置、運営する。						
④事業の目的 【対象】誰を（何を）対象に 水戸市立幼稚園に在籍する 4、5 歳児						
対象を表す数値 市立幼稚園在籍数 880人(平成24年5月1日現在=学校基本調査) 【理想像】どのような状態にしたいのか。 ・将来的な幼児の人口推移や、地域の実情を踏まえるとともに、私立幼稚園との共存や保育所入所待機児童の問題を考慮しつつ、幼稚園教育の本来の目的である社会性を育む集団保育を実施できるよう一定の園児数を確保するため、市立幼稚園の適正配置等あり方について検討を進め、より教育効果の高い幼稚園の運営に努める。 ・幼保一体化に向けた取り組みを推進し、本市のすべての小学校就学前の子どもが、幼稚園・保育所で分け隔てなく、幼児期にふさわしい環境の中で大切に育まれるよう施策を推進する。						
⑤成果指標 (市民の視点による目的の成果を示す指標。理想像を数値化したもの。)						
成果指標 1						
指標	園児数	説明	市立幼稚園の園児数			
成果指標 2						
指標		説明				
⑥手段 【手段】どのような手法により実施するのか。 ・私立幼稚園との共存の観点をはじめ、地域の実情や保育所入所待機児童の問題等にも十分配慮しながら、地域全体の幼児施設のあり方について検討する。						
⑦必要性 【必要性】どうして必要なのか。 ・近年少子化や働く女性の増加等の影響で、市立幼稚園の定員に対する充足率が減少傾向にある。集団保育を通して教育的効果を高めるためには、ある一定程度の園児数を確保し、規模の適正化を図る必要があるため。						
⑧有効性 【有効性】どうして有効なのか。 ・財源や人材が限られている中で、より教育的効果を高めるため、幼稚園の適正配置の検討を進める。						
⑨類似事業 (民間における類似事業、市が実施している類似事業) ・私立幼稚園における幼稚園設置運営						
⑩民間・N P Oが実施した場合の効率性についての考察 ・市立幼稚園の運営を民間やNPOに移管する場合、市立幼稚園の適正規模・適正配置計画の策定及び実施により、一定の規模を確保する必要がある。 ・市立幼稚園を統廃合する場合、通園の利便に供するため、スクールバスの導入等を検討する必要がある。						

2 成果指標（事務事業の実績）

指標名	成果指標 1 市立幼稚園の園児数 (園児)			成果指標 2 ()		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
21 年度	1,555	1,001	64.37			
22 年度	1,555	976	62.77			
23 年度	1,555	921	59.23			
24 年度	1,555	880	56.59			
25 年度	1,555	829	53.31			
26 年度	1,485	817	55.02			
27 年度	1,485	784	52.79			
28 年度	1,485					
①目標値の根拠	公立幼稚園における募集定員 (石川幼稚園改築に伴い平成26年 度から募集定員70減)					
②数値で表せない効果	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園における就学前教育の充実 ・障害児への早期支援による障害の程度の軽減、小学校への円滑な接続 					

※目標年度の数値は、必ずしも市の方針として決定したものが記されているわけではありません。

3 行政コストの推移

	①行政コスト (②+③) (千円)	内訳 (千円)	②事業費 (千円)	③人件費 (千円)		④単位当たりの行政コスト (①行政コスト / 成果指標 1 実績) (円)
				平均給与 (千円)	人役 (%)	
H 21 決算	52,864	国県支出金	611	52,864	0	52,811
		市債			行政 0	
		その他			技労 0	
		一般財源	52,253		嘱託 0	
					臨時 0	
H 22 決算	620,546	国県支出金	2,997	51,506	569,040	635,805
		市債			行政 543,040	
		その他	76,793		技労 0	
		一般財源	540,756		嘱託 9,000	
					臨時 17,000	
H 23 決算	627,019	国県支出金	465	50,561	576,458	680,802
		市債			行政 544,576	
		その他	73,399		技労 0	
		一般財源	553,155		嘱託 13,182	
					臨時 18,700	
H 24 決算	628,926	国県支出金	492	57,752	571,174	714,689
		市債			行政 535,552	
		その他	74,039		技労 0	
		一般財源	554,395		嘱託 13,182	
					臨時 22,440	
H 25 決算	625,326	国県支出金	668	57,471	567,855	754,314
		市債			行政 539,890	
		その他	70,294		技労 0	
		一般財源	554,364		嘱託 11,045	
					臨時 16,920	
H 26 決算	622,748	国県支出金	480	48,453	574,295	762,237
		市債			行政 539,890	
		その他	72,640		技労 0	
		一般財源	549,628		嘱託 13,692	
					臨時 20,713	
H 27 決算	642,809	国県支出金		58,097	584,712	819,909
		市債			行政 552,000	
		その他			技労 0	
		一般財源	642,809		嘱託 11,570	
					臨時 21,142	

H 28 予算	579,072	国庫支出手		533,701			
		市債		行政	500,946	8,637	5,800
		その他	46,153	技労	0	7,748	
		一般財源	532,919	嘱託	11,580	2,316	500
				臨時	21,175	1,925	1,100
			45,371				

⑤コスト削減の取組

幼稚園において嘱託員、臨時職員を活用し、人件費の縮減を図っている。

4 1年目評価

(1) 1次評価（内部評価） ※各担当課による評価

ア 評価シート

該当する場合は、○を付けること。

必要性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①法令により市が実施することが義務付けられている事業又は市民の生命・財産を守るために市が実施することが必要不可欠な事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	
○	②「①」に該当しないが、法令により実施することを期待されている事業又は条例により実施することとされている事業である。	・事業の根拠法令等 ・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	幼児の健やかな成長のために適当な環境を与え、心身の発達を助長する。
○	③対象者の基本的な生活の維持・確保に必要な事業又は行政内部の管理上必要な事業である。	・1-④事業の目的 ・1-⑦必要性	幼児に対し、良好な就学前教育を行う。
○	④対象者のニーズが高い事業である。	・1-⑦必要性	保護者の就学前教育の充実への期待がある。
	⑤民間、NPO等に類似事業はない。	・1-⑨類似事業	
合計		評価結果	A
3 点			

有効性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①成果指標の目標値が最大値となっており、かつ、実績が目標値に達している。	・2-成果指標	
○	②市民生活上又は行政内部の管理上有効である。	・1-⑧有効性 ・2-成果指標	幼稚園の適正配置により、運営コストの縮減を図る。
	③成果指標の実績が目標に達している。	・2-成果指標	
○	④対象者のうち、実際にサービスを受ける者が、特定の者に偏っていない。	・2-成果指標	入園における公平性を確保している。
	⑤事業の目的を達成するための手段が適切である。	・1-④事業の目的 ・2-成果指標	
合計		評価結果	B
2 点			

効率性	各項目1点とする。ただし、①は無条件で4点とする。	評価調書の確認箇所	理由等所見欄
	①効率性向上の余地はない。	・3-①行政コスト	
○	②コスト削減への取組を実施している。	・3-⑤コスト削減の取組	幼稚園において嘱託職員、臨時職員を活用し、人件費の縮減を図っている。
	③市が実施する方が民間やNPOが実施するより効率的である。（又は、市が実施を義務付けられている。）	・1-⑩民間、NPOが実施した場合の効率性についての考察	
	④市の事務事業で類似したものではなく、他の事業と統合することは難しい。	・1-⑨類似事業	
	⑤成果指標の単位当たりの行政コストは前年度より低くなっている。	・3-④単位当たりの行政コスト	
合計		評価結果	B
1 点			

イ 評価結果

<p>①今後の方向性</p> <p>2 ⇒ うち「見直しの上で継続」の場合の今後の方針</p> <p>1 現状のまま継続</p> <p>2 見直しの上で継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 主体を代える（実施主体を代える） イ 手段を改善する（実施の手段を代える） ウ 効率化を図る（結果単位当たりのコストを下げる） エ 簡素化する（規模を縮小する） オ 統合する（類似事業を統合する） <p>3 休止、廃止</p>	<p>工</p>
<p>②課題と解決方法（「見直しの上で継続」及び「休止、廃止」の場合、記入する。）</p> <p>市立幼稚園の適正配置の検討に当たっては、地域の実情を踏まえるとともに、私立幼稚園との共存や保育所入所待機児童の問題を考慮する必要がある。</p>	

(2) 2次評価(外部評価) ※ 行政評価委員会による評価

委員会による意見

今後の方向性及び評価する点、改善すべき点

市立幼稚園の定員に対する充足率が減少傾向にある中で、幼稚園教育の本来の目的である社会性を育む集団保育を実施できるよう、一定の園児数の確保に向けた市立幼稚園の適正配置の検討は、必要であると考えられる。そのため、1次評価の「見直しの上で継続（簡素化する）」は妥当である。

ただし、適正配置を行うに当たっては、市立幼稚園が今後目指していく方向性を十分に議論したうえで、私立幼稚園との役割について棲み分けを行っていくべきである。その際、小中学校との一貫教育が行えることやベテランの教諭が多いなどの市立幼稚園の強みを十分に把握するとともに、障害児への対応の充実や様々な教育モデルの実践など、新たな存在意義の摸索も行ってくべきである。

(3) 3次評価(総合評価) ※ 行政改革推進本部による評価

今後の方向性

幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設である。

現在、市立幼稚園の定員充足率は減少しており、社会性を育む集団保育の実施に向け、一定程度の園児数の確保が求められている。

そのため、待機児童が多数いる保育所と合わせて適正規模・適正配置の検討を行うとともに、私立幼稚園の活用についても検討を行うこととする。また、他市においては、民営化の導入事例があり、管理運営手法についても検討を行う必要があることから、「見直しの上で継続（簡素化する）」とする。

なお、検討に当たっては、小中学校との一貫教育の実施などの市立幼稚園の強みを把握しながら、私立幼稚園との役割分担についても十分に精査し、市立幼稚園が担っていく役割と機能を整理することとする。

5 1年目改善目標（1年目評価の方向性が「見直しの上で継続」又は「休止、廃止」の場合に記入する。）

<p>改善目標 (又は休止、廃止の方向性)</p>	<p>幼稚園・保育所の適正配置に係る基礎調査を行い、より詳細な現状把握に努めるとともに、国の動向を把握しながら、保育所入所待機児童の解消をはじめ、公立幼稚園と私立幼稚園との役割分担、幼稚園及び保育所の適正規模、配置のあり方など、多方面からの検討を行い、平成25年度中の適正配置方針の決定を目指す。あわせて、民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。</p> <p>なお、施設の耐震化については、平成26年度末までの完了目標に向けた整備を進める。</p>
-------------------------------	---

6 2年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

平成25年度中に幼稚園・保育所の適正配置方針の決定を行うため、昨年度に引き続き、検討を進めている。また、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」の施行に先がけ、国の施策として示された待機児童解消加速化プランを本市に見合った内容で積極的に取り入れていく。その中で水戸市立幼稚園における預かり保育の長時間化についても私立幼稚園の動向を注視しながら実施に向けた検討を行っている。昨年度指摘のあった民営化や指定管理者の導入については、国の動向を見ながら検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画に位置づけを図っていく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項(行政評価委員会からの指摘事項など)

幼稚園の管理運営については、昨年度の評価を受け、適正配置方針の検討及び決定、民間活力による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査は実施しているところであるが、国及び県の動向を踏まえた対応が必要であることとし、決定には至っていない。

また、施設の耐震化については、平成26年度が完了予定であり、民間活力活用による管理運営手法の検討についても、国の動向を踏まえる必要があるとして未実施である。

このようのことから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、預かり保育の長時間化の検討を進めていることは評価するが、今後も待機児童解消に向けた取組が必要な中で、保育所を含めた一体的な検討については、早急な取組を進めるべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項(行政改革推進本部からの指示事項など)

幼稚園の管理運営については、1年目改善目標として、適正配置方針の検討及び決定、民間活力活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を行うこととしている。

このうち、適正配置方針の検討については、幼稚園・保育所適正配置に係る基礎調査を実施しているところであり、国及び県の動向を踏まえながら方針の決定をする必要がある。

また、施設の耐震化については、平成26年度完了を目指して推進しているが、民間活力活用による管理運営手法の検討については、早期の検討が必要である。

このようのことから、次年度も評価を継続するものとする。

7 2年目改善目標(2年目評価で見直しを指摘された場合に記入)

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討する。 施設の耐震化については、平成26年度の完了を目指す。
-----------------------	--

8 3年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

平成26年度に、子ども課において「子ども・子育て支援事業計画」を策定予定であり、平成27年度から施行される国の「子ども・子育て支援新制度」との整合を図りながら、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針、民間活力を活用した管理運営手法の検討を進め、第2期幼児教育振興基本計画を策定していく。また、国田小中学校を小規模特認校にし、国田幼稚園を小中学校内に移転したことに伴い、耐震化された建物に園児を移し、安全を確保するとともに、預かり保育の時間延長(長期休業中の預かり保育の実施含む)や給食提供を実施することとしたが、その成果を検証するとともに、他の幼稚園についても、保育サービス向上のため、預かり保育の時間延長や給食提供の拡充を検討していく。施設の耐震化については、平成26年度に、浜田幼稚園及び酒門幼稚園の改築による耐震化を進める。その他の幼稚園についても、小中学校及び幼稚園の一体的な改築事業を予定している見川幼稚園を除き、仮設園舎による対応等により、平成26年度中に、耐震化された建物に園児を移すことにより、安全を確保した上で、平成27年度以降耐震補強工事等の対応を行う。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

幼稚園の管理運営については、2年目評価を受け、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を改善目標として掲げているところである。

施設の耐震化については、仮設園舎などに園児を移すなど安全性の確保を図っているが、完了に至っていない。

また、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討についても、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であることから、さらなる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

なお、今後も保育所の待機児童解消及び幼稚園の定員割れ解消に向けた取組が必要な中で、保育所を含めた一体的なあり方の検討を進めるべきである。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

幼稚園の管理運営については、適正配置方針の決定、民間活力の活用による管理運営手法の検討、施設耐震化の完了を2年目改善目標としている。

施設の耐震化については、仮設園舎などに園児を移すなど安全性の確保を図っているが、完了に至っていない。

また、適正配置方針の決定及び民間活力活用による管理運営手法の検討についても、適正配置方針の決定後に行うこととして未実施であるため、検討が必要である。

このようのことから、次年度も評価を継続することとする。

なお、今後も保育所の待機児童解消及び幼稚園の定員割れ解消に向けた取組が必要な中で、保育所を含めた一体的なあり方の検討を進めることとする。

9 3年目改善目標（3年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標 (又は休止、廃止の方向性)	平成27年度策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を行う。また、施設の耐震化については、平成27年度の完了（改築を予定している見川幼稚園を除く。）を目指す。
-----------------------	---

10 4年目評価(進行管理)

(1) 1次評価(内部評価)

○見直しの状況など事務事業の現況

平成26年度に「子ども・子育て支援新制度」への移行作業を行った。また、子ども課において「子ども・子育て支援実施計画一みと・すぐすぐプラン」を策定した。

「子ども・子育て支援新制度」や「子ども・子育て支援事業計画一みと・すぐすぐプラン」との整合を図りながら、平成27年度に「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」を策定し、その中で、保育サービスの向上とともに、適正配置方針、民間活力の活用、保育所も含めた一体的なあり方等総合的に検討していく。

幼稚園の耐震化については、平成26年度中に、飯富幼稚園及び妻里幼稚園の園児を耐震化された建物に移すことでの安全の確保を行い、平成27年度に浜田幼稚園及び酒門幼稚園園舎改築を完了させ、妻里幼稚園の耐震補強工事を実施することで、小中学校及び幼稚園の一体的な改築事業を予定している見川幼稚園を除き、施設の耐震化を完了させる。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

幼稚園の管理運営については、3年目評価を受け、平成27年度策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の策定に併せた幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討、平成27年度中の施設の耐震化の完了（改築を予定している見川幼稚園を除く。）を改善目標として掲げているところである。

このうち、幼稚園の耐震化については、平成27年度中に耐震化を完了させる予定であり、この点については評価終了とする。

しかし、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、平成27年度に策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の中で保育サービスの向上とともに、適正配置方針、民間活力の活用、保育所も含めた一体的なあり方等総合的に検討していくとして未実施であることから、更なる改善を進めることとし、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

幼稚園の管理運営については、平成27年度策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の策定に合わせた幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討、平成27年度中の施設の耐震化の完了（改築を予定している見川幼稚園を除く。）を3年目改善目標としている。

このうち、幼稚園の耐震化については、平成27年度中に耐震化を完了することから評価終了とする。

しかし、行政評価委員会からの意見にあるとおり、幼稚園・保育所の今後のあり方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討については、平成27年度に策定予定の「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」の中で保育サービスの向上とともに、適正配置方針、民間活力の活用、保育所も含めた一体的なあり方等総合的に検討していくこととする。

このようなことから、次年度も引き続き評価を継続するものとする。

11 4年目改善目標（4年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標
(又は休止、廃止の方向性)

水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）を策定する中で、民間活力活用による管理運営手法の検討を位置づけるとともに、適正配置方針を決定する。

12 5年目評価(進行管理)

(1) 1次評価（内部評価）

○見直しの状況など事務事業の現況

現在、「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」については、平成27年度に、基本方針を定めたところであり、平成28年度内の策定に向けて作業を進めている。

民間活力による管理運営手法や適正規模・適正配置については、「水戸市幼児教育振興基本計画（第2次）」を策定していく中で、方針等も検討していく。

(2) 2次評価(外部評価)

○特記事項（行政評価委員会からの指摘事項など）

(3) 3次評価(総合評価)

○特記事項（行政改革推進本部からの指示事項など）

13 5年目改善目標（5年目評価で見直しを指摘された場合に記入）

改善目標
(又は休止、廃止の方向性)